

令和5年第6回 飯塚市議会会議録第5号

令和5年12月8日（金曜日） 午前10時00分開議

○議事日程

日程第9日 12月8日（金曜日）

第1 一般質問

第2 議案に対する質疑、委員会付託

- 1 議案第59号 令和5年度 飯塚市一般会計補正予算（第6号）
（ 総務委員会 ）
- 2 議案第60号 令和5年度 飯塚市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
（ 協働環境委員会 ）
- 3 議案第61号 令和5年度 飯塚市介護保険特別会計補正予算（第1号）
（ 福祉文教委員会 ）
- 4 議案第62号 令和5年度 飯塚市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
（ 協働環境委員会 ）
- 5 議案第63号 令和5年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第2号）
（ 経済建設委員会 ）
- 6 議案第64号 令和5年度 飯塚市地方卸売市場事業特別会計補正予算（第1号）
（ 経済建設委員会 ）
- 7 議案第65号 令和5年度 飯塚市駐車場事業特別会計補正予算（第1号）
（ 経済建設委員会 ）
- 8 議案第66号 令和5年度 飯塚市水道事業会計補正予算（第2号）
（ 経済建設委員会 ）
- 9 議案第67号 令和5年度 飯塚市下水道事業会計補正予算（第1号）
（ 経済建設委員会 ）
- 10 議案第68号 飯塚市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例並びに飯塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
（ 福祉文教委員会 ）
- 11 議案第69号 飯塚市立就学前の子どものための教育・保育施設条例の一部を改正する条例
（ 福祉文教委員会 ）
- 12 議案第70号 飯塚市空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例
（ 経済建設委員会 ）
- 13 議案第71号 飯塚市LED防犯灯設置事業分担金条例の一部を改正する条例
（ 総務委員会 ）
- 14 議案第72号 飯塚市市営住宅条例の一部を改正する条例
（ 経済建設委員会 ）
- 15 議案第73号 市道路線の認定
（ 経済建設委員会 ）

- 16 議案第74号 財産の無償貸付け（ふれあい広場）
（ 協働環境委員会 ）
- 17 議案第75号 専決処分の承認（令和5年度 飯塚市一般会計補正予算（第5号））
（ 総務委員会 ）

第3 追加議案の提案理由説明、質疑、委員会付託

- 1 議案第76号 令和5年度 飯塚市一般会計補正予算（第7号）
（ 総務委員会 ）
- 2 議案第77号 令和5年度 飯塚市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
（ 総務委員会 ）
- 3 議案第78号 令和5年度 飯塚市介護保険特別会計補正予算（第2号）
（ 総務委員会 ）
- 4 議案第79号 令和5年度 飯塚市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
（ 総務委員会 ）
- 5 議案第80号 令和5年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第3号）
（ 総務委員会 ）
- 6 議案第81号 令和5年度 飯塚市地方卸売市場事業特別会計補正予算（第2号）
（ 総務委員会 ）
- 7 議案第82号 令和5年度 飯塚市駐車場事業特別会計補正予算（第2号）
（ 総務委員会 ）
- 8 議案第83号 令和5年度 飯塚市水道事業会計補正予算（第3号）
（ 総務委員会 ）
- 9 議案第84号 令和5年度 飯塚市下水道事業会計補正予算（第2号）
（ 総務委員会 ）
- 10 議案第85号 飯塚市事務分掌条例の一部を改正する条例
（ 総務委員会 ）
- 11 議案第86号 飯塚市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
（ 総務委員会 ）
- 12 議案第87号 飯塚市会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例等の一
部を改正する条例
（ 総務委員会 ）
- 13 議案第88号 飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
（ 協働環境委員会 ）
- 14 議案第89号 飯塚市教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
（ 福祉文教委員会 ）
- 15 議案第90号 損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解（交通事故）
（ 経済建設委員会 ）

第4 請願の委員会付託

- 1 請願第4号 介護保険料の引き下げに関する請願
（ 福祉文教委員会 ）

第5 選挙第5号 飯塚地区消防組合議会議員の選挙

第6 選挙第6号 ふくおか県央環境広域施設組合議会議員の選挙

第7 議会選出各種委員等の選出

第8 議席の一部変更

○会議に付した事件

議事日程のとおり

○議長（江口 徹）

これより本会議を開きます。昨日に引き続き、一般質問を行います。7番 藤間隆太議員に発言を許します。7番 藤間隆太議員。

○7番（藤間隆太）

藤間隆太です。一般質問をさせていただきます。私、初めての議会の冒頭で、飯塚市役所を明るく場所ですねと申し上げました。この物理的な自然光がやんわり差し込む、そういう建物もそうですし、1階の市役所の入り口に入りますと、何をお困りですかと明るく対応いただけると。そういったホスピタリティーについてはすごいなと思っております。私、他の自治体の市役所に行ったりですとか、ちょっと勉強にいろんな問合せをしたことがありまして、ほかの市役所ですと庁舎が暗かったりですとか、そもそもどこに何を聞いていいか分からなかったりですとか、そういった明るさは、本当にすばらしいなと思っております。ただ一方で、このホスピタリティーというのは磨き続けるべきものなと思っておりまして、そういった観点から、飯塚市としてどのように市民に寄り添った窓口にしていくか、質問を申し上げます。

市役所には日々様々な方が用件でいらっしゃって、たまたまご訪問した課が担当と違ったりすると、あちらの課ですとご案内を受けたり、それが重なると、いわゆるたらい回しと、そういった評価をいただいて、お叱りを受けるようなケースもあるのではないかと考えております。あるいは職員の方が市民から相談を受ける中で、適切にご案内、言葉遣いの間違いですとか、間違ってお伝えとか、そういった苦情もあるかと考えております。こういったケースに対して、市役所に来られた市民の方に、窓口の満足度を調査したり、そういった改善につなげるということが考えられるかと思っております。この辺りの窓口改善の取組についてお考えがあれば、お聞かせいただければと思います。

○議長（江口 徹）

総務部長。

○総務部長（許斐博史）

まず、窓口のたらい回しといった事案について、私どもの見解をご回答いたしたいと思っております。議員が質問の冒頭でご評価いただきましたことにつきましては、本当に我々職員もうれしく思っております。本来、窓口といいますか、たらい回しという言葉を考えてみますと、物事をよその部門あたりにどンドン押しつけて、面倒事を回避するといったことが本来の趣旨なんだろうと思っております。現実、そういう窓口であるという評価をされたことも、従来の飯塚市では起こっておりました。そういったことを、今までずっと解決するために、職員と一緒にになりまして、例えば、窓口の配置であったりとか、対応の仕方であったりとか、あるいは先ほどご評価いただきましたように総合窓口の職員を配置して、ご用向きをお聞きして、まず一発目からきちんと用件が済むような窓口にご案内するといった、そういう取組をやっております。

現時点において私どもがやはり課題としておりますのは、来庁者の要件に応じた担当窓口を定めることが、我々ができずに、次から次に送ってしまうと、そういったことをたらい回しにしている状態だろうというふうに現時点では認識をしております。ただ、来庁者の手続におきましては、複数か所に用件があつて回られる方がございます。これについてはちょっと致し方ないかなと思っておりますので、この件に関しては、たらい回しではないという認識も一方では持っております。

窓口対応の改善の取組でございますが、先ほど申しましたように来庁される方の手間ができるだけ省けるよう、申請や相談が多い部署を1階、2階に配置すること、さらにはワンストップまたは移動距離が少なくなるよう、ハード的な整備を行ってまいっております。さらに、先ほど申

しました総合窓口を設け、来庁者の用件に合った部署にご案内できるように取組をいたしております。また、苦情が生じないように、職員の研修等についても取り組んでおりますけれども、人事課のほうに来庁者の皆様からいただいた苦情等は、機会あるごとに全ての所属長、それから職員に通知をするなど、職員の注意喚起を促すとともに、職場でのOJT研修や研修所での研修など、様々な機会を捉えまして、職員に親切丁寧な接遇で対応するようということが続けております。このような取組をはじめ、来庁される方に満足いただけるよう、窓口対応を各所属において執り行っておるところです。現在におきましては、さらなる来庁者の満足につながる窓口業務を行うために、各窓口担当部署では、窓口対応マニュアルや手続に関するガイドブックを作成するなど、多くの市民が利用する申請等については、誰もが分かりやすく手続ができるように努めておるところでございます。

現在の課題につきましては、来庁された方がご満足いただける窓口業務の継続とさらなる向上、それから職員個人の接遇スキルのさらなる向上でありますことから、引き続き研修を実施してまいりたいというふうに考えております。

○議長（江口 徹）

7番 藤間隆太議員。

○7番（藤間隆太）

私は、ちょっと挙動不審なところがございます、何か物を考えていると、ふらふら歩いてしまうんですけども、この市役所の1階でふらふら歩いていると、どうしましたかとお声掛けいただくことが多くて、それは恐らくガイドラインでお声掛けをするというのがありつつも、多分そのガイドラインがホスピタリティーに昇華されているんだろうなと思って、本当に1階で困った人に声をかけるというのは、すばらしいなと思っております。ただ一方で、いろんなご相談がある中で、窓口対応に関して、市民の方から苦情といいますか、お気持ちとして、ちょっとこの対応はひどかったなとか思われることは、当然これはもう人間同士のことなので、あるかと思っております。そういった場合に、そういったトラブルが必ずしも上司に報告されているとは言い切れないんじゃないかと。あるいは上司が、窓口対応を行っている職員の評価といいますか、しっかり行ったのか、ちょっと不手際があったのか、そういったところというのは一対一の関係性ですので若干見えづらいところがあって、そこがちょっと課題ではあるんじゃないかと個人的には思っております。本件は窓口対応における、今ご回答いただきましたが、課題ですとか、今後こんなことをしたいですとか、今後いかに飯塚の市民窓口を寄り添ったものにするかについて、ご提案があれば、お伺いできればと思います。

○議長（江口 徹）

総務部長。

○総務部長（許斐博史）

窓口対応におきまして、市民から苦情等が発生した場合は、所属長へ内容の報告や今後の善後策等について協議は適宜行っておるものと認識をしております。また、職員への評価につきましては、年度ごとに人事評価を実施し、その中に接遇という項目を設けておきまして、市民の方へ分かりやすい説明をしているか、事業について適切な説明を行っているかなどの観点を踏まえて評価をしているものでございます。評価の流れは、一般職員の場合は、まず当該職員が自己評価を行い、その後面談を行いながら、係長級職員が一次評価、課長級職員が二次評価を行っております。ただ、質問議員が言われますとおり、窓口の対応につきましては、ご利用される市民の方と、個人の接遇に関するスキルも当然ですけれど、つい個人間の中で、不親切なことになってしまったりというケースがあることは十分承知をしております。このようなことにつきましても、十分に、要はホスピタリティーを持って親切に対応することといったことについては、機会あるごとに申しておるところではございますが、なかなかそれが全職員にまで浸透していないといったことにつきましても、我々の課題であるということは認識をしております。

窓口の対応につきましては、利用される皆様の利便性やニーズに対応するために、職員全員が正しい接遇を身につけ、お困りの方に対して親切丁寧な対応に努めることが肝要であると、そのように考えております。

○議長（江口 徹）

7番 藤間隆太議員。

○7番（藤間隆太）

本当に先ほどおっしゃるとおりで、人間関係の中で、必ずしもいつも適切にご案内ができるということは難しいなと思っております。やはり人間、失言はございます。一般論でございます。ただ、ポイントとしては、何かそういったトラブルがあったときに、その部署としてどういうふうに対応していくかということでございますので、今おっしゃっていただいた評価については、何かミスを責めるという形ではなくて、中長期的にどのようにやっていくかという建設的な観点から、ぜひ今後お願いできればと思っております。

では、2022年、2023年、苦情はどういった件数があって、あるいは苦情を受けて、こういったことを実施しましたよと、そういったことがあれば、ぜひ教えていただければと思います。

○議長（江口 徹）

総務部長。

○総務部長（許斐博史）

各所属における苦情の件数と申しますか、窓口対応の中でお叱りを受けたりとか、その場で解決するご指摘を受けたりといったことにつきましては、個々の所属において処理なりがなされておりますので、そのことについてはちょっと正直把握ができておりません。ただし、人事課のほうに、職員の対応に関する内容を含め、寄せられた苦情件数というのがございます。これは恐らくそういう窓口では解決できずに至ったケースであるとか、市民の方が相当にご立腹されたりとか、お困りになられて人事課のほうに苦情を寄せられるといったケースのものだと認識していただいて構いません。これにつきましては、2022年度が13件、2023年度が7件となっております。これらについての対応といたしましては、人事課より苦情の原因である所属に聞き取りをまず行いまして、必要に応じ改善に対する指導・助言を行っております。その後、各所属において職場内での指導、研修を通じ、接遇や業務に関する知識の向上、あるいは再発防止に努めておるところでございます。

○議長（江口 徹）

7番 藤間隆太議員。

○7番（藤間隆太）

そろそろ本題というところであるんですけども、やはりガイドラインは非常に大事だとは思っております。ただ、仏教用語で、「仏作って魂入れず」という言葉がございまして、仏像を作っても魂を入れなければ単なる木とか石と同じであるという言葉であるんですけども、今回これを市役所の窓口対応というところで申しますと、マニュアルをつくったり、ガイドラインというのは大事だと思っております。一方で、仏に魂を入れるという本質部分は何かというと、結果に対して責任を負う、すなわちマニュアルをつくった結果、窓口でつらい思いをする市民がどこまで減るのかという、ここに責任を負うというのが一番大事なところなんではないかと思っております。その観点から言いますと、窓口対応において問題点を洗い出して改善につなげるためには、窓口対応に関する市民満足度、これを数値的に調査していく必要があるのではないかと考えています。例えば各窓口タッチパネルみたいなものがあって、ご対応どうでしたか、満足、満足じゃないと、そういったものを実施している企業体というのは目につきますし、予算がないのであれば、タッチパネルは予算がかかりますので、もう簡単な例としてはホワイトボードに、満足した、満足しなかったと文字を書いていただいて、マグネットがあってそれをぽつんと置くみ

たいな、そういう手作り感があるようなものでも一定の効果はあるんじゃないかなと思っていて、こういった市民の満足度を直接聞くと。こういった取組に関してお考えがあれば、ぜひお尋ねさせていただきますと思っています。

○議長（江口 徹）

行政経営部長。

○行政経営部長（東 剛史）

窓口業務に限らず本市が実施しております施策等について、市民の満足度を調査するという事は、市民の皆様が本市の取組が受け入れられているのかを測る指標として、有効な手段の一つであるというふうに考えております。窓口業務の満足度につきましては、職員の接遇や習熟度に限らず、利便性や手続手順の課題などにもあるのではないかと考えております。アンケート調査により市民の皆様がどの部分に満足、あるいは不満足であるのかを分析し対応することにより、市民満足度を向上させるとともに、利便性などの課題を解決することで、職員側の事務の効率化にもつながるのではないかと期待をしているところでございます。アンケート調査は必要であり、有効に活用できるものと考えておりますので、令和6年度中の実施に向け、実施方法を現在検討しているところでございます。

○議長（江口 徹）

7番 藤間隆太議員。

○7番（藤間隆太）

有効と考えていらっしゃる、令和6年中の実施を検討しているということですので、ぜひ、やるかやらないかという検討という形ではなくて、市民の満足度を上げるために、具体的にどうやっていくか、着手に向けてぜひ検討をお願いできればと思っています。

もう一点、窓口対応の問題点の解決方法として、窓口に来られた方に名刺、これはもう個人の名刺だったり、課の名刺だったり、何でもいいかとは思いますが、そういった名刺をお渡しするというご対応というのもあり得るのではないかなと思っておりまして、この点、例えば名刺を渡して、その後いろんなお問合せとか、あの件もうちょっと聞きたいなと思ったときに役に立つのではないかなと思ってはいますが、この点はいかがお考えだったりしますでしょうか。

○議長（江口 徹）

行政経営部長。

○行政経営部長（東 剛史）

案件が様々ございますので、案件によると思いますけれども、窓口に来られた市民の方、また事業者の方に対しまして、その後何かあった際の連絡先をお知らせするという意味で、個人の名刺をお渡しするケースは多々ございます。ただいまご紹介いただきました、課の名刺ということにつきましては、これは他自治体の事例等も含めまして、今後調査研究をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（江口 徹）

7番 藤間隆太議員。

○7番（藤間隆太）

名刺といえば、ちょっと謎だないつも思っているのが、市の職員は名刺を自費で作っていらっしゃるんですけども、仕事で使う物が経費ではないというのは結構不思議に思っておりまして、他の自治体も皆さん自費で作っていらっしゃるんですけども、民間企業で名刺を自費とは聞いたことがないので、仕事で使う物を自費で作るとするのは、なかなか一般的な企業の感覚としては不思議に思うので、ちょっとこの点もいつかご検討お願いできればと思っています。

今度は逆側、窓口で対応される職員の方に関する観点なんですけれども、市役所に来られる市民の中には、理不尽な内容ですとか、高圧的な発言をされる、そういったこともやはりあるというふうに聞きますし、見ることもございます。近年、カスタマーハラスメントという言葉をよく

聞くのではないかなと思っております、極端な例だと民間企業の窓口の方に土下座させてニュースになって捕まるとか、そこまでいかないにしても、様々なご対応が求められる中で、窓口の職員の方が、この対応によって精神的なご負担を受けたりですとか、そういった、いわゆるカスタマーハラスメント対策に関して、これは今後のご認識ですとか、お取組ですとか、今の時点でもしあれば、お伺いできればと思います。

○議長（江口 徹）

総務部長。

○総務部長（許斐博史）

カスタマーハラスメントの問題については、昨今社会問題にもなっておりますし、いろんな企業さんが取り組んでおられるということは認識をしております。一方で、我々どうしても公の職員といったことで、いろんな形でのお困り事とか、課題を抱えた市民の方がお見えになりますので、職員の中に、一定程度カスタマーハラスメントも業務の中で甘受してしまうといったところがあるのも現実でございます。ただし、そういった中で質問議員が言われるような、今度はメンタルの問題であるとか、業務継続の問題であるとか、そういったことにおいて、そういう本来の市の業務ではない部分で我々が業務に従事するというのは、一方でいわゆる税金を無駄に使っているということにもなります。そういったことから、現状ではカスタマーハラスメントに対するガイドライン等を作成するような自治体も若干出てまいりました。そういったことでありますので、現時点で私どもはカスタマーハラスメントに対する具体的なガイドライン等は、当市におきましては持っておりません。しかしながら福岡県もこういう指針を定めるといったような情報が私どもにも入ってきておりますので、そういったことも踏まえながら、先進事例等の情報収集に、現状としては今努めているという状況でございます。

○議長（江口 徹）

7番 藤間隆太議員。

○7番（藤間隆太）

世の中の風潮で謎だなと思うのが、「税金で飯を食っている」という言葉があって、議員については一定そうかなと思うんですけども、例えば経理の専門職であったときに、企業で経理をやってお金をもらう、公的官庁で経理をやってお金をもらう、専門性を発揮して給料をもらうというのは何ら変わらないと思うのですが、なぜか立場が公務員になると、税金で飯を食っていると謎の批判があるかと思っておりますが、ただやはり優秀な方が長く働いていかないと、結局それは市の全体のためにならないとは思いますが、やはりこのバランスといいますか、市の職員の精神的なご負担については、ぜひご検討いただければと思っております。

最後に少し私なりに、何が必要かなというのをまとめてみたんですけども、やはり市役所で働く方も飯塚市民でございまして、理不尽な要求については、できないと明確に伝える対応も必要なんではないかと思っております。これは先ほどの窓口満足度の向上と矛盾するようではあります、実はこれ一つに統一できるのではないかと。すなわち窓口として、できること、できないこと、すべきこと、すべきでないこと。こういったところを一定マネジメントとして示してあげると。これは少し、その組織設計として、管理職の役割として、今もやっていらっしゃると思うんですけども、引き続きぜひお願いしたいと思っております。

2つ目というのが、今回の窓口調査の趣旨でもあるんですけども、結局基準をつくったとしても、世の中どんどん価値観は変わっていきますし、その基準自体も正しいかどうか検証していかないといけない。あるいは、その基準が守られているのか、運用面、ここもチェックしていく必要があると思っております。これはやはり我々、基準をつくったときに、人間だものといいますが、都合のいいほうに考えてしまいます。マニュアルをつくって、ガイドラインをつくったら、それでうまくいっているんだろうと思ってしまうことが、一定、人間ございますので、これは甘いというよりは人間の性質として、いわゆる正常性バイアスといいますか、都合の悪い情報

を無視して都合のいい情報を取ってしまうという、本当に人間そういうものでございますので、ぜひ、市役所側からの目線ではなくて、市民がどう感じていらっしゃるか、ここをしっかりとヒアリングして行って、あとはそういった中で1件、2件、例えば市民の方がこの職員に対して怒りを持っていらっしゃる、そういったケースもあるかと思うんですけども、それはもう職員が悪いとかではなくて、たまたまそういう案件の中でそういう言葉が出たという形で、人というよりは、仕組み、ガイドラインのブラッシュアップですとか、市民の方の満足度を適正に調査していくという、人を責めるのではなくて仕組みをつくっていくような形で、ぜひご検討いただければと思っております。これにて次の質問に移らせていただければと思っております。

次は、「いづか認定ブランドについて」、お伺いさせていただきます。最近市報で、いづかブランド認定製品の紹介を見かけますが、いづかブランドとは何なのか、まずちょっとご説明をお願いしてもよろしいでしょうか。

○議長（江口 徹）

経済部長。

○経済部長（兼丸義経）

いづかブランドとは、令和3年度より特産品振興・ふるさと応援課の新設に伴いまして、地元ブランド化推進事業として、市内中小企業事業者が、これまでに生産、加工、製造した商品などを、いづかブランドとして認定し、本市の知名度の向上と特産品の創出を推進することで、地域経済活性化の振興と中小企業者の支援を図ることといたしました。令和3年度から5年度までの3年間で、20事業者31製品をいづかブランドとして認定をしております。また、これまでブランド認定した製品につきましては、市内外における様々な催事等への出品や出展、マスコミ等を通じたPRなど、行政において周知広報活動を図りまして、事業者の販路開拓支援を行っているところでございます。

○議長（江口 徹）

7番 藤間隆太議員。

○7番（藤間隆太）

ぜひ何かしらの記録で、ギネス記録を目指すぐらいの心意気で、お願いできればと思っております。では、いづかブランドに認定された後に様々なサポートがございまして聞いておりますが、具体的にはどういったサポートがございましてでしょうか。

○議長（江口 徹）

経済部長。

○経済部長（兼丸義経）

令和3年度の制度開始より、令和4年5月に開催されました九州市長会におきまして、福岡県物産展を同時開催し、いづかブランド認定製品を中心とした物販や、博多大丸、岩田屋、三越など、デパートでの物販をこれまでに16件、また本市も加盟しております福岡県物産振興会や東京福岡県人会などでのPRを19件、テレビやラジオをはじめとするマスコミ等でのPRを14件、世界最大の商談会でありますフーデックスジャパンなどの商談会参加を9件、国や県、中小企業振興センターなどが開催しております各種のセミナーを6回開催し、事業者支援に取り組んでいるところでございます。また、いづかブランド認定製品の審査で落選した事業者につきましても、認定審査会の審査員からのアドバイスを受けるなど機会を設けまして、将来的な認定に向けた支援なども実施いたしておるところでございます。

○議長（江口 徹）

7番 藤間隆太議員。

○7番（藤間隆太）

お話の中で、落選した事業者にもアドバイスをしていただいているという中で、これは非常に素晴らしいなと思っております。逆に申し込むという時点で飯塚の物を使っていい製品を作ろう

という考えがある中で、1歩、2歩届かなくて落選する際に、アドバイスをし、また来年挑戦するすとか、ブランドに申し込まなくても、この製品が売れたりするというのはすばらしいことだと思いますので、当選した方もそうですし、逆に落選した方にアドバイスをあげるというのもすばらしいなと思いながら聞かせていただいております。

あとは、いづかブランド認定製品のテレビ取材の現場に立ち合わせていただいたことがありまして、待ち時間にテレビ局のディレクターとかスタッフの方とお話したんですけれども、そのテレビ局の方は飯塚市役所の担当の方と結構コミュニケーションを密にしていると聞いて、かなり驚きまして、このテレビ局も本社が博多にあたりする中で、この一般市というか、自分から離れた市の良い商品とか、すばらしい社長とかの情報になかなか届かないので、各市役所と連携しながらお話を聞いていると聞いて、そういったマスコミとのコミュニケーションというのが、事業者はなかなか取れないものでございますから、そこは本当にすばらしいのでぜひ継続いただければと思っております。昨日の答弁でも、複数の番組とコミュニケーションを取っていらっしゃるとい話がございますので、テレビですとか、あとはもう雑誌だとかいろんなコミュニケーションを取りながら、こんなすばらしい物があるよと伝えていただければ、事業者の方も、メディアの方も、みんなハッピーなんではないかなと個人的には思っております。

さて、次でございます、こういったメディアという空中戦もあれば、地道な、例えばこんな制度がありますよと、ご説明に一軒一軒足を運ぶといった、かなり地道なこともされていらっしゃるとちらりと聞いたんですけれども、こういった中で、いづかブランドの周知や募集、こういったところでどんな取組をされていらっしゃるのか、教えていただければと思います。

○議長（江口 徹）

経済部長。

○経済部長（兼丸義経）

令和3年度から始まった制度でございますので、少しずつ周知はされてきたところですが、創業間もない事業者の皆様や個人事業主の皆様方は、まだまだ制度自体を御存じない、また御存じであっても、申請方法や作ってきた製品で大丈夫なのかというような不安を持っている事業者もいらっしゃいますので、申請方法の提案や申請の条件に合う製品としての考え方など、アドバイスをした上で、制度の周知を図っておるところでございます。

○議長（江口 徹）

7番 藤間隆太議員。

○7番（藤間隆太）

ぜひ今後も、事業者目線でのご支援をお願いできればと思っております。もう少し具体的などころについて聞かせていただきたいんですけれども、いづかブランド認定製品の支援の補助金、お金の部分についてお尋ねしたいと思っております。取った後、どんな支援がどういったことに對して、幾らのお金がもらえるか、この辺りご説明をお願いしてもいいでしょうか。

○議長（江口 徹）

経済部長。

○経済部長（兼丸義経）

いづかブランド認定製品支援補助金は、次の3つの事業に活用が可能となっております。まず、商標登録出願事業につきましては、製品の商標登録の出願や新規商標登録の費用負担について補助するものであり、上限額が5万円となっております。

次に、製品事業化・量産化促進事業につきましては、製品を製造または加工する際に必要となる機械及び器具の購入や借り上げ、あるいは一次製品を活用して、ブラッシュアップを行うような場合の費用負担について補助するものであり、上限額を30万円といたしております。

最後に、出展・出品等手数料補助事業につきましては、市場開拓または販路開拓を目的とした、国内外への展示会等への出展や、出品する際にかかる費用負担について補助をするものであり、

上限額25万円としております。いずれも補助対象経費の2分の1を補助するものでございます。

○議長（江口 徹）

7番 藤間隆太議員。

○7番（藤間隆太）

これはちょっと微妙だなと思っていまして、実はこの微妙というかよろしくないというのは、恐らく担当されている現場の方も思っていらっしゃると思うので、ぜひこの話というのは今後決裁される市長、副市長、上のほうの方とか、今後審査される委員の方々に聞いていただきたいんですけれども、この補助率2分の1というのを、1分の1あるいは5分の4、4分の3でぜひご検討いただきたいと思っております。これをもう少し説明いたしますと、現状60万円の設備投資をしました。それに対して、市が30万円払いますと、60分の30、これが補助率2分の1でございます。それで、どうせ30万円補助してあげるのであれば、60万円の物を買って30万円補助するのではなくて、30万円の物を買って30万円補助してあげたらいいんじゃないかなと思っております。これはもちろん趣旨は分かります。この補助率というのは、必要ない物を買ってしまうことを防ぐために、100%ではなくて、何十%を出すという、補助金は基本的にはそういう趣旨になっております。

ただ、非常に小さい規模というか、小規模事業者持続化補助金という非常にメジャーな補助金がございます、こちらの補助率は4分の3あるいは5分の4なんです。国がやっている制度なので、国の審査機関と個々の事業者というのは、全然もう紙でやり取りするだけで信頼関係もないんですね。こういった信頼関係でも、4分の3、5分の4の補助をしています。

一方で、この飯塚市の場合には、事業者と市役所の方々がかなりコミュニケーションを取ってらっしゃって、メディアにご案内いただいたりですとか、チラシを市役所に置いてあげたりですとか、かなり信頼関係がある中で、必要ない物を買ってしまうという、そういう詐欺防止みたいなところの対策をするがゆえに、制度の使い勝手が悪くなってしまうというのは、避けてあげていいんじゃないかなと思っております、すなわち、国がやっているような補助金と同じように、補助率4分の3あるいは5分の4に最低でもしていただく、あるいは場合によっては1分の1でもいいんじゃないかなと思っております。実際飯塚市がやっている補助金で補助率100%のものがございまして、どちらにしろ出すお金が一緒であれば、事業者にとって使いやすいほうがいいんじゃないかなと思っておりますので、この補助率については1点目として、ぜひこの後ご意見を聞かせていただければと思っております。

2点目として、シンプルなんですけれども、今補助金の用途が、設備投資とか、商標登録とか4点ぐらい用途が上がっているんですけれども、販促プロモーション、すなわち製品をみんなに知ってもらうために、広告を出したりですとか、PR活動に対しては、一応使えないといいますが、用途として書かれていない。実際運用の中で使わせていただくケースはあるかと思うんですけれども、紙を見ると、プロモーションに使えないふうになっているので、そこについては、当然商品を知ってもらうというのが、商品を守るための一番の肝なので、用途としてはこのプロモーションできますよというのを明確に書いてあげたほうが親切かなと思っております。ちょっと長くなってしまいましたが、意見としてその補助率ですとか、この補助の用途に関して、ちょっとどのようなご意見を持っていらっしゃるか、お伺いできればと思っております。

○議長（江口 徹）

経済部長。

○経済部長（兼丸義経）

質問議員の言われますとおり、補助金の活用につきまして、もっと幅広く活用できるような内容への見直しについて、認定事業者からのご意見として確かにお聞きをしております。今後は事業者の皆様がより活用しやすい補助制度となるように、補助率も含めまして、改めて事業者の皆様からのご意見を参考に検討していく必要があるとは認識をいたしております。また、そのブラ

ンドの認知度を上げていく前の取組ということになりますけれども、まずは新たな商品の発掘に向けた取組として、これまでにいづかブランドへの申請を行った市内事業者をはじめ、特産品振興・ふるさと応援課が訪問等を実施した事業者には、その都度説明させていただいております。

現在、メールアドレスを登録いただいている約70社の事業者様には、助成金や展示会出展等の情報をメール配信するとともに、これまで同様、市内事業者の皆様への訪問も実施をいたしまして、新たな特産品の掘り起こしを行うとともに、これまで関わりのなかった中小企業の皆様と市内外の事業者とのマッチング等も行いまして、新たな商品開発へとつなげていくことにも取り組んでおります。

次に、いづかブランド認定製品の販路開拓支援としまして、認定後のサポートで申し上げましたように、様々な催事の実施や、マスコミ等を活用したPRを行っております。また、市民向けの情報発信といたしまして、ゆめタウン飯塚店やイオン穂波店、カホテラスなどの大型商業施設におきまして、いづかブランド認定製品を取り扱っていただくなど、販路開拓支援を図りながら、各地域や市役所内においても、PRや物販を行うなど、認知度を上げるための様々な取組を進めていくことといたしております。

○議長（江口 徹）

7番 藤間隆太議員。

○7番（藤間隆太）

最後に要望に入る前に、今さらりとおっしゃったんですけれども、市内業者の皆様への訪問をしていると。市内外への事業者とのマッチングもされていると。これ、さらりとおっしゃったんですけれども、私もこういった仕事をしているので、これが非常に大変なことというのは存じ上げてまして、やはり一軒一軒ご訪問してご説明するですとか、あとマッチングについては、やっぱりその売りたい・買いたいについて、ニーズのヒアリングがすごく大変で、頑張ってもうまくマッチングしないと怒られてしまうみたいなどころがあったりして、ただ訪問とかマッチングについては非常に手間がかかるものの、制度の認知ですとか、売上げにつながる所でございますので、大変だと思いますがぜひ継続していただければと思っています。マッチングが本当に大変なのは知っています。

ちょっと最後に要望を伝えさせていただきたいと思うんですけれども、いづかブランドの定着に向けて、認定を受けた製品そのものが、本当の意味でブランドになるように、PRやブランディングをしっかり行うことが重要になってくるかと思っています。今後も中小企業事業者の皆様へのご支援を充実させるとともに、その事業所で働く従業員の皆様の生活を守るために、働きやすい快適な環境整備をぜひとも行うために、経済部ですとか、その他部署も横断的に情報共有をいただきまして、国県等の様々な補助制度もうまく活用しながら、いろいろな機会を通じて情報発信をお願いできればと思っています。

最後に2点、経済部長及び市長にご要望をさせていただければと思っています。

1点目でございますが、経済部長への要望としましては、いづかブランドの審査会、これは事業者がプレゼンをするんですけれども、写真撮影とか動画撮影が今NGになっていまして、ご本人でプレゼンの動画とかを撮ることができれば、それを自分のウェブですとか、SNSにアップして、これがプロモーションになったりしますので、事業者としては、このプレゼンしている姿というのを発信するとプロモーションになるので、この辺りはぜひご検討をお願いできればと思っています。

2点目としては、ぜひ市長にご検討いただきたいのが、いづかブランドの認定を受けた方に、市長あるいは副市長から、賞状など形に残る物を渡していただいて、それを写真撮影する機会とかがあるとありがたいなと思っています。ちょっとこれは昨日、事業者の方とお話したんですけれども、例えば議員をやっていると、人前で話すというのが日常的にあります。ただ、事業者によっては、人前でプレゼンするなんて人生で初めてと、一世一代のドキドキで臨んで、認

定ブランドを勝ち得て、勝ったぞと、賞状をもらうんですけれども、窓口ではいつももらって、何かせっかくこんなに頑張ったんだから、ちょっと何かいい感じに偉い人からもらいたいみたいな話を聞いていて、確かに事業者として、自分の商品が市に認定されるのは非常に名誉なことでございますし、この名誉をどうやってみんなに伝えるかという、やはり賞状をもらっているシーンをパシャッと撮っていただいて、SNSにアップするというのが最近のはやりでございます。ちょっと私、最近ダイエットに飯塚体育館に行っているんですけれども、壁を見ると、副市長がスポーツ少年、スポーツ少女に賞状を渡していて、みんなすごくいい笑顔で写っているんですね。やはり飯塚市民として、市長、副市長から賞状をもらうというのは名誉なことでございますので、ぜひ、いづかブランドの表彰式という堅苦しいですけれども、賞状については、はいつと渡すよりは、市長、副市長から、ぜひ今後飯塚のPRをお願いしますという形で、いい感じに渡していただければありがたいなと思っておりますが、最後この点、市長のご意見をお伺いして、私の一般質問を終わらせていただければと思っております。

○議長（江口 徹）

武井市長。

○市長（武井政一）

昨日、一般質問でシティプロモーションについてお話がありまして、市のいろんな施策取組とか、それから魅力を積極的に発信しなければいけないというお話でございました。質問議員はいづかブランド認定につきまして、市の特産品の創出、そしてひいては、市の知名度の向上につながるという取組だとおっしゃいました。質問議員がおっしゃいましたこと、一つのその充実に向けての取組として、今日はしっかり拝聴させていただきました。

○議長（江口 徹）

7番 藤間隆太議員。

○7番（藤間隆太）

ありがとうございます。以上でございます。

○議長（江口 徹）

暫時休憩いたします。

午前10時42分 休憩

午前10時55分 再開

○議長（江口 徹）

本会議を再開いたします。23番 小幡俊之議員に発言を許します。23番 小幡俊之議員。

○23番（小幡俊之）

ちょっと喉の調子が悪いので、執行部におかれましては聞き取りにくいときは、ごめんなさいね。今日は「指定管理者制度について」と「市有財産の売却について」、質問したいと思っております。

まずは「指定管理者制度について」、今回の一般質問の中で同僚議員からも指定管理者制度の質問が出ておりましたけれども、たまたま交流センターのほうを、地区のまちづくり協議会を指定管理者にしてはどうかというような話もあっておりますので、絡めて質問したいと思います。今日は傍聴人もたくさん来られていますので、指定管理者制度とは何ぞやというのを、ちょっと説明していただきたいんですけれども、よろしく申し上げます。

○議長（江口 徹）

行政経営部長。

○行政経営部長（東 剛史）

指定管理者制度の導入につきまして、この目的につきましてでございますが、民間事業者等の能力を活用することによりまして、多様化する住民ニーズに、より効果的・効率的な対応や、市民サービスの向上並びにその管理に係る経費の縮減を図ることでございます。

この経緯でございますが、平成15年に地方自治法が改正され、これまでの管理委託制度が廃止されております。合併以降、新市になりまして、行財政改革の中で制度導入を推進いたしまして、導入施設の追加を進めているところでございます。

○議長（江口 徹）

23番 小幡俊之議員。

○23番（小幡俊之）

指定管理者制度というのは、直接本市が運営管理するよりも、指定管理者に運営管理してもらうことによって、住民に対するサービスが向上したり、民間のノウハウを使って市ではできないサービスを提供してもらったり、なおかつ、本市が直接運営するよりも経費が縮減できると、安く上がるよと、サービスが上がって、経費が下がるよというのが目的ですよ。

今、本市において、指定管理者制度導入施設は何施設ぐらいありますか、教えてください。

○議長（江口 徹）

行政経営部長。

○行政経営部長（東 剛史）

現在、指定管理者と協定を締結しております施設でございますが、飯塚市リサイクルプラザ工房棟と飯塚市体育施設、サンビレッジ茜、いづかスポーツ・リゾートなど計16施設で協定を結んでおります。

○議長（江口 徹）

23番 小幡俊之議員。

○23番（小幡俊之）

16施設で指定管理者制度を運用していると。

指定管理者には、指定管理料を払って運営してもらうところと、利用料だけで指定管理者に運営してもらっているところと、両方でやってもらっているところがありますけど、その仕分というのは分かりますか。

○議長（江口 徹）

行政経営部長。

○行政経営部長（東 剛史）

利用料金のみで運営しております施設といたしましては、いづかスポーツ・リゾート、1か所のみでございます。また、指定管理料のみで運営しておりますのは飯塚市立図書館など6つの施設がございます。また、指定管理料と利用料金で運営しているものにつきましては、飯塚市の体育施設など9つの施設がございます。

○議長（江口 徹）

23番 小幡俊之議員。

○23番（小幡俊之）

その16施設は、今、申しましたとおり本市から見れば縮減、要は、経費を削減、税金が少なくなくて済むようにしているはずなので、そのチェックというのはどのようなスタイルでされているんでしょうか。

○議長（江口 徹）

行政経営部長。

○行政経営部長（東 剛史）

指定管理につきましては、毎年度終了後、市が定めます指定管理業務評価表というものがございまして、これにより指定管理者のほうで自己評価を行います。その後、施設を所管しておりま

す課に対しまして、その評価表を提出いたします。施設所管課は、毎年度終了後、指定管理者から提出されました事業報告書、また利用者アンケート結果等の各種報告書など、モニタリング結果に基づき1次評価を施設所管課で行います。

次に、市の内部委員会でございます指定管理者制度導入推進等委員会におきまして、全施設の評価の検証、これを2次評価と申しますが、これを行います。

その後、3次評価対象施設を選定いたします。これは全てではなくて、毎年度おおむね3施設ぐらいを3次評価ということで選定させていただいております。

次に、学識経験者などから成る飯塚市指定管理者評価委員会におきまして、所管部署における評価に関して、第三者的立場から検証を行い、今後の対応について意見を聴取するものとしております。評価結果につきましては、指定管理者制度の運用の透明性を確保する観点から、指定管理者制度導入施設ごとに市ホームページで公表いたしているところでございます。

○議長（江口 徹）

23番 小幡俊之議員。

○23番（小幡俊之）

今の説明のようなチェックをされているんでしょうけど、先ほど指定管理者制度の制定の目的にサービスの向上というのがありますけど、住民の感覚的なものになるんでしょうけれども、今までよりもサービスがよくなったねと言われるような評価というのは、どういった評価のやり方でチェックしているのか、説明してください。

○議長（江口 徹）

行政経営部長。

○行政経営部長（東 剛史）

指定管理者におきまして、利用者に対して当該施設等において提供するサービスに関するアンケート調査を作成し、施設内に回収箱を設置するなどして回収をいたしておりまして、施設所管課への報告も必須といたしておるところでございます。また、この内容につきましては、先ほど述べました評価表にも項目がございまして、評価の一つの材料としているところでございます。

○議長（江口 徹）

23番 小幡俊之議員。

○23番（小幡俊之）

もう住民から意見が出ていると思うんだけど、いいこともあるんだろうけど、クレーム、主立ったクレームというのはどういうのがありますか、記憶で構いませんけど。

○議長（江口 徹）

行政経営部長。

○行政経営部長（東 剛史）

申し訳ございません。これは指定管理者の制度そのものは私どもが所管しておりますけれども、各施設ごとに所管課が違いますので、大変申し訳ございません、現時点で私が把握をいたしておりません。

○議長（江口 徹）

23番 小幡俊之議員。

○23番（小幡俊之）

住民ニーズと言いますか、クレーム対処、どのようなクレームがあって、どのように対策したか。それはやはり各部署で違うと思うんだけど、そこは大事なことでするので、よろしく願いいたしたいと思います。

次に、先ほど言いました縮減の観点から、指定管理者の運営、事業自体が成り立っているかどうかの収支の報告をどのように受けて、どのようにチェックされているか、ご説明ください。

○議長（江口 徹）

行政経営部長。

○行政経営部長（東 剛史）

これも先ほど答弁いたしました指定管理者の評価というものを行う上で、収支決算書を提出させております。各所管課において、その内容についてチェックをしているというところでございます。

○議長（江口 徹）

23番 小幡俊之議員。

○23番（小幡俊之）

ちょっと個別な名称になりますけれども、指定管理施設で飯塚市立病院とありますよね、それとか立体駐車場の辺り。委員会のほう、要は、議会にちゃんと決算書、報告等がっておりますが、その他の指定管理、例を挙げれば、穂波の福祉センターとか、そこの実態が、指定管理料を幾ら払って、それがちゃんとどのような決算になっているのか、議会は知らないんですね。

そこで、説明されている管理施設と、そうでない管理施設はどのように仕分をして、どのように議会に報告されているのか、説明願います。

○議長（江口 徹）

行政経営部長。

○行政経営部長（東 剛史）

飯塚市立病院、それから飯塚立体駐車場につきましては特別会計でございまして、全ての収支についての決算報告であり、特に指定管理の報告ということで行っているものではございません。他の施設につきましても、一般会計の決算として委託料が分かるように決算特別委員会のほうで報告をさせていただいているところでございます。

○議長（江口 徹）

23番 小幡俊之議員。

○23番（小幡俊之）

チェック機能の議会側としては、縮減するためにわざわざ指定管理者制度を利用して運営してもらっているんですね。幾ら指定管理料を払って、きちんとそれが住民サービスに応えながら年度事業が行われて、収支はこうなっているよというのが見えない。今後、そういった細かい報告をする意思があるかどうか、答弁願います。

○議長（江口 徹）

行政経営部長。

○行政経営部長（東 剛史）

どういった内容かということで、これは公表すべきものであらうと思っておりますので、公表はさせていただきたいと考えております。

○議長（江口 徹）

23番 小幡俊之議員。

○23番（小幡俊之）

その点、よろしく願います。

先ほど、指定管理の協定を16協定結んでいると言いましたよね。年間で構いませんので、この16協定の指定管理料の合計は幾らになりますでしょうか。

○議長（江口 徹）

行政経営部長。

○行政経営部長（東 剛史）

指定管理料につきましては、施設所管課におきまして直営時や前回の指定管理料を基に積算をし、募集要項及び仕様書の原案などと合わせまして、導入推進委員会等において協議を行い、上限を決定しておるところでございます。令和5年度の当初契約額で申し上げますと、16協定で

総額約8億9900万円となります。

○議長（江口 徹）

23番 小幡俊之議員。

○23番（小幡俊之）

16施設で約9億円だね。管理期間が長いところで約5年ほどありますので、この5倍分ぐらいは飯塚市は管理料を払っていると。5年だから、45億円近く払っているんだよね。だから、それも費用対効果がしっかりあるかどうか、行政側もチェックしないといけないし、議会側もチェックしないといけないと思っております。

最後に、業務委託と指定管理者制度というのがありますね。その違いについて、ご説明願います。

○議長（江口 徹）

行政経営部長。

○行政経営部長（東 剛史）

業務委託の場合でございますが、例えば、維持管理業務だけ、受付業務だけなどの委託された範囲に限定されますが、指定管理の場合は、施設の管理運営を包括的にお任せすることができます。したがって、業務委託では、決められた業務を仕様どおりにしか行えないのに対して、指定管理では、ある程度の仕様は決まっておりますが、独自の工夫をさせていただいて管理運営することができるということでございます。

○議長（江口 徹）

23番 小幡俊之議員。

○23番（小幡俊之）

先ほど言いました交流センターも指定管理者制度を今から進めていこうということでしたね。本市には12のまちづくり協議会が、将来的にはどうなるか分からないけど、12のまち協が各交流センターの指定管理者になるということであれば、やはりそのまち協さんが交流センターを指定管理していくんだから、予算が幾らで、人件費から運営費から維持管理費から必要になってくるので、細かい説明をして、議会のほうには、これだけの指定管理料を払って、これだけの効果が出ましたよというような、使用前・使用后ではないんだけど、やはり費用対効果がしっかり出たというような説明ができるような、指定管理者制度を考えながらの事業の進め方を丁寧に各自治会へ説明しながら進めていただきたいと、これは要望をしておきます。指定管理者については、以上で質問は終わります。

次の質問に移ります。「市有地の売却について」、お尋ねします。最近、小中一貫校とかいろいろ事業を進めまして、残地、市有地がたくさん余っております。これをどのように今からしていくかという問題に対して、売却しようというところがかかなり出てきておりますが、今回、旧楽市小学校、それと旧立岩交流センターと旧鎮西中学校の売却について、お尋ねしたいと思っております。1か所ずつ聞いていきますが、なぜ質問するかといいますと、これは非常にちょっと言いにくいんだけど、一般市民の方がこの売却を知ったときに、私に言った言葉が、「何でそげん安いと」、要は安く売っているのではないかと。それと鎮西においては議員が購入しています。

「議員が購入したと。あんたら、でたらめやな」と言われました。要は、「市は何をしようかね」と、「いいごと売りようかね」と、「議会はそれをちゃんとチェックしようかね」と、「議員が買うていいかね」と、「我がいいごとやないか」という評価があるのは事実なんです。そうではないということも含めて質問していきますので、よろしく願います。

まずは、旧楽市小学校の売却について、売却に至るまでの経緯をお願いします。

○議長（江口 徹）

行政経営部長。

○行政経営部長（東 剛史）

旧楽市小学校の跡地につきましては、飯塚市公共施設等のあり方に関する第3次実施計画により、売却する方針を決定しておりました。売却に係る公募以降の経緯につきましてご説明いたしますと、令和5年3月27日から5月31日まで、売却に係る実施要領の配付及び応募申込書の受付を行いまして、5月25日から6月30日まで、土地利用計画書及び価格調書の受付を行っております。結果、2者の応募申込みがございましたが、うち1者は事業者選定委員会前に諸事情により辞退をされております。

令和5年8月9日に事業者選定委員会を開催いたしまして、1次審査及び2次審査を行った結果、株式会社一条工務店を売却相手方と決定いたしております。事業者選定委員会の構成メンバーにつきましては、学識経験者として近畿大学産業理工学部の先生2名、地域代表者として地元から2名、市職員として職員3名の構成となっております。

事業者選定委員会後、令和5年9月1日に売買契約を締結いたしております、契約金額は1千万円となっております。また、売却後の事業につきましては、分譲住宅地を59区画造成するという計画となっておりますのでございます。

○議長（江口 徹）

23番 小幡俊之議員。

○23番（小幡俊之）

旧楽市小学校については、一条工務店に1千万円で売却したと、基本的に一条工務店さんが59区画の宅地を分譲しますよということですよ。

この事業者選定委員会の構成メンバー、今、7名ですか、紹介されましたけど。本市から3名出ていますよね。市の選定委員会のメンバーはどなたか、教えていただけますか。

○議長（江口 徹）

暫時休憩いたします。

午前11時16分 休憩

午前11時16分 再開

○議長（江口 徹）

本会議を再開いたします。行政経営部長。

○行政経営部長（東 剛史）

失礼いたしました。市職員3名と申しますのは、行政経営部長、都市建設部長、それからもう1名のほうは固定化されているわけではなく、その施設に関わる職員を1名配置するようにしておりまして、この旧楽市小学校の選定委員会には、穂波支所市民窓口課長補佐を選任しております。

○議長（江口 徹）

23番 小幡俊之議員。

○23番（小幡俊之）

本市から3名出ていますよね。今、行政経営部長は東部長ね。それと、都市建設部長ですから、大井部長が出られたと。

事業計画が上がってきますよね、一条工務店さんから。その事業計画を審査しますよね。審査に当たっては、大枠4つの点で審査されていますけれども、審査の項目を4つ、ちょっと説明できますか。

○議長（江口 徹）

財産活用課長。

○財産活用課長（白石善彦）

選定に係る審査内容の項目ということでありまして、一つは事業計画、一つは事業実績、一つは事業の実現性、あと一つは地域貢献という4項目を審査項目としております。

○議長（江口 徹）

23番 小幡俊之議員。

○23番（小幡俊之）

審査の対象としては、事業計画書をちゃんと見ます、事業の実績を調べます、それと実現性、本当に可能なかどうか、それと地域に対する貢献度、それに点数をつけていくわけでしょう。その点数の60点以上だったか、60%以上だったか、そうだと1次審査は合格だよというような選定を7名でされたということですね。それでのおのおのが採点しますよね。それを合計して、合格点かどうかというような査定をすると。これは後の旧立岩交流センターも、旧鎮西中学校跡地も同じ審査方法でやられているんですけども、旧楽市小学校については一条工務店さんですから、四、五千億円の事業をなさっている大企業ですよ。ですから実績等は問題ないと思うんですけども、一条工務店さんが事業計画書を出していますよね。その事業計画書の中身、一々聞いたら時間がかかるので、分かっている範囲で聞きますけど、ここは1千万円と決めましたよね、売却価格を。その価格はどのようにして決定されたか、説明できますか。

○議長（江口 徹）

行政経営部長。

○行政経営部長（東 剛史）

いずれも同じですけども、鑑定評価を行っております。その結果、旧楽市小学校につきましては、更地の価格よりも解体経費のほうが上回っておりますので、最低価格を手数料、鑑定評価、それから確定測量等の必要経費を見込みまして、450万円で公募をし、入札の結果、1千万円で売却されたということでした。

○議長（江口 徹）

23番 小幡俊之議員。

○23番（小幡俊之）

そうですね。金額を決めるに当たって、評価したんでしょう。評価額が手元の資料でいけば1億7800万円ほどの評価だったんだよね。ただ、土地の価格はそれだけ1億7800万円あります。売るほうに当たったら、建物や学校があります、この学校を解体しよう、解体して売らしよう、解体が2億500万円の査定なんだね。1億7800万円の土地の評価に2億円以上の解体費用がかかるので、要は査定ゼロ円、あそこはただと、解体費用を含めばね。という評価だったんだね。

必要経費が450万円ぐらいいるので、それを売買価格に転用したという流れは分かるんです。一条工務店さんが事業計画書を出していますよね。自分のところがこの土地を買って、50区画の宅地造成をするに当たっては、これだけのお金をかけて造りますと、よってこれぐらい、表現は悪いけど、「もうかりませ」という事業計画が出ているんですね。この事業計画は先ほどの選定委員のメンバーも見られているはずなんです。そのときに、うちは2億500万円も解体費用がかかると言っているんですけど、事業計画書を見ますと、一条工務店さんは1億3千万円しか見てないんです、解体費用は。分かりますか。向こうの計画では、飯塚市から1千万円で学校跡地を買って、解体費は1億3千万円かけて、あとの造成費用を入れて、こういった事業計画で59区画造ると。

私が言いたいのは、飯塚市が2億500万円かかる、片や1億3千万円しかかからない、この差は7400万円あるんです。どっちが正しいのかと、思いませんか。私が審査員に入っていたら、何で解体が2億500万円かかって、片や1億3千万円。どっちが本当なのかと聞くでしょう。そういう質問は出ませんでしたか。

○議長（江口 徹）

行政経営部長。

○行政経営部長（東 剛史）

特にそのような質問は上がっておりません。

○議長（江口 徹）

23番 小幡俊之議員。

○23番（小幡俊之）

売却の土地を決める一番要が解体費なんです。評価はしっかりあるけど、解体がかかり過ぎて、さあ売ろうとなったら、評価がゼロ円やった。ただの土地です、ただの土地。土地はしっかりとあるんだけど、ただですよ。そういうような評価になっているんだけど、一条工務店の事業計画を見れば、1億数千万円で解体ができると。それだけの大手が査定しているのと飯塚市との査定は7千万円からの開きがあるのね。これは再チェックすべきだと思うんですよ。あなたたちは、悪いけど、鑑定しました、評価してもらいました、解体もそこにしてもらっているんでしょ。それを、うのみと言うんですね。その評価の数字が正しい。でも、正しいかどうかの検証をまるっきりしていないではないですか。そこに一点、落ち度はある。これは認めないといけない。今後どうするかということですね。

あと、契約しましたと、履行、不履行がありますよね。ちゃんと計画どおりやってもらわないと契約を破棄できますよね。その担保はどのように取っておりますか。

○議長（江口 徹）

財産活用課長

○財産活用課長（白石善彦）

今、担保ということでありまして、これにつきましては、契約書のほうにも書いておりますとおり、所有権移転登記のときに買戻し特約という形で担保をつけております。これは旧築市小学校につきましては6年間ですけれども、基本5年間で事業を計画しなければ買戻しを行うという形の縛りをつけております。

○議長（江口 徹）

23番 小幡俊之議員。

○23番（小幡俊之）

事業計画どおりに履行しなかった場合は買戻し特約があるということですね。買戻し特約に当たって、この計画どおり59戸が出来上がりました。ちゃんと完成報告を受けて、履行できましたという判断は、これは売却が終わるまでか、それとも宅地造成が終わるまでか、どこを捉えていますか。

○議長（江口 徹）

財産活用課長。

○財産活用課長（白石善彦）

事業の完了につきましては、当然ながら県のほうに開発申請を出しますので、県から開発の完了検査が終わった通知がありましたら、それを基に完了と見ております。

○議長（江口 徹）

23番 小幡俊之議員。

○23番（小幡俊之）

それは違うでしょう。それは造成工事までが完了だ。事業計画は、それから59戸を売却しますまでが完了ではないんですか。1戸も売らなくても、もう終わったことになるわけですか。もう一回、答弁をお願いします。

○議長（江口 徹）

財産活用課長。

○財産活用課長（白石善彦）

繰り返しの答弁になるかと思いますが、事業計画につきましては、宅地造成までが計画でありますので、造成までが事業というふうに考えております。

○議長（江口 徹）

23番 小幡俊之議員。

○23番（小幡俊之）

これは押し問答しても仕方がないんだけど、事業計画のスケジュール、工程表の中には、仮に5年だったら5年以内に完売予定となっている、それが契約なんよ。それは今度検討しとって。今日は、時間がないので結構です。

では、中身については時間がなくなりますのでその程度にして、最後、グラウンドだけ売っていませんよね。これは何か要望か、何かがあったんでしょうか。その売らなかった理由を教えてください。

○議長（江口 徹）

行政経営部長。

○行政経営部長（東 剛史）

当初は、全てグラウンドまでを含めまして売却することを検討しておりましたが、地元と協議を行った際に、グラウンドを残してほしいとの要望を受けております。その後、市内部で協議を重ねまして、今まで地元の団体等が常時グラウンドを利用していること、またグラウンドを全て除いた場合、売却範囲が不整形となりますので、跡地活用に影響を与え、売却に支障を来すおそれがあることを考慮いたしまして、グラウンドの一部を売却範囲に含めて売却することにしております。

○議長（江口 徹）

23番 小幡俊之議員。

○23番（小幡俊之）

学校のグラウンドが残って、周りに59戸の住宅が建ち並びますね。ちょっと事業計画を見ますと、12区画ぐらいがグラウンドが接する面に宅地ができるんですよ。将来、12戸の家が建つんですよ。そこに対して、野球をされたり、サッカーをされたり、やられていますでしょう。よく幼稚園の子どもがうるさいとか、そういうのでクレームがついて、うちだって売りっ放しで逃げるわけにはいかないんだから、グラウンドと住宅が建つであろう12区画との間にフェンスを立てるとか、何か防護柵とか、何かその点是一条工務店とは話合いというのはされていますか。

○議長（江口 徹）

行政経営部長。

○行政経営部長（東 剛史）

その点については協議はいたしておりません。

○議長（江口 徹）

23番 小幡俊之議員。

○23番（小幡俊之）

そういった協議ができるんですか。

○議長（江口 徹）

行政経営部長。

○行政経営部長（東 剛史）

できるのかといいますか、当然、今からできていく中で、市のほうでそういった防球ネットとかの部分とかいいますのは、そこに住まれた方、または地域住民の方との協議の上で設置していくことになろうと思います。

○議長（江口 徹）

23番 小幡俊之議員。

○23番（小幡俊之）

少年野球なんかがナイターで練習されているんだね。まだ暗いので、スポーツ振興課のほうにもナイターの電球をちょっと増設してとかいう要望が出ていますよ。よく後から、言い方は悪いけど、後から引っ越して、もしくは後から建てられた方が「まぶしい」の「声がうるさい」というのは、結構もめるのね。ですから、事業を進めながらも、一条工務店側ともやはりそこら辺をしっかりと見据えながら、安全対策は取ってください。

なぜ売りっ放しが駄目かという、余談になりますけど、ゆめタウン。イズミに売りましたよね、ゆめタウンができましたよね。その目的は、しっかりと商業施設ができて、それはそれでいいんだけど、近くに住まれている住民からクレームが来ていませんか。日に500台、車がどんどん入って来ると。朝からパッカー車がごみを集めに、エンジンを切らずにワンワンワンワン動くと。排気ガスがすごい、騒音がすごいと。これを飯塚市に言ったんだけど、うてあってくれなかったと。イズミ側、ゆめタウン側に言ったら、最終的には営業妨害で10億円を要求するよと言われたと。これは、確認は取っていません。そういうことがあるので、残された我々は出て行けということでしょうか。市は売るだけ売って、何の対応もしてくれないというクレーム、どこか来ていませんか。

○議長（江口 徹）

経済政策推進室長。

○経済政策推進室長（早野直大）

私どものほうには、そういったクレームのほうは入って来ておりません。

○議長（江口 徹）

23番 小幡俊之議員。

○23番（小幡俊之）

市にはクレームが来ていないということね。また、それは確認します。

時間がないので、旧立岩交流センターのほうに行きます。旧立岩交流センターの売却について、売却に至るまでの経緯をご説明ください。

○議長（江口 徹）

行政経営部長。

○行政経営部長（東 剛史）

旧立岩交流センター跡地につきましては、飯塚市公共施設等のあり方に関する第3次実施計画により、売却する方針を決定しておりました。令和5年4月10日から6月9日まで、売却に係る実施要領の配付及び応募申込書の受付を行いまして、6月5日から7月7日まで、土地利用計画書及び価格調書の受付を行っております。結果、4者の応募申込みがありましたが、うち3者から土地利用計画書の提出はございませんでした。

令和5年8月9日に事業者選定委員会を開催しまして、1次審査及び2次審査を行いました結果、株式会社コスモを売却相手方と決定いたしております。事業者選定委員会の構成メンバーにつきましては、学識経験者として近畿大学産業理工学部の先生2名、地域代表者として地元から3名、市職員として職員2名となっております。

事業者選定委員会後、令和5年9月1日に売買契約を締結しております。契約金額は400万円です。また、売却後の事業につきましては、14階建てのマンションの建設でございまして、1階にコーヒーショップ及び多目的広場を、2階から14階までは分譲住宅52戸を設置するという計画となっております。

○議長（江口 徹）

23番 小幡俊之議員。

○23番（小幡俊之）

同じく選定委員会のメンバー、市の職員2名をお知らせください。

○議長（江口 徹）

行政経営部長。

○行政経営部長（東 剛史）

この件につきましても先ほどと同様で、行政経営部長、都市建設部長となっております。

○議長（江口 徹）

23番 小幡俊之議員。

○23番（小幡俊之）

両部長が審査には入りましたということで、ここは株式会社コスモに売却しました、お金が400万円です、14階建ての分譲マンション、52戸入るマンションを建てますということですよ。飯塚市は旧立岩交流センターをここに売ったんだけど、400万円はどういうふうにして査定されたか、計算方法を教えてください。

○議長（江口 徹）

行政経営部長。

○行政経営部長（東 剛史）

この件につきましても先ほどの旧楽市小学校と同様に、鑑定評価を取っております。この物件についても更地価格より解体金額のほうが上回っておりますので、これに必要経費等を積算いたしまして、最低価格を400万円ということで告示したものでございます。

○議長（江口 徹）

23番 小幡俊之議員。

○23番（小幡俊之）

ここも旧楽市小学校と一緒に、評価は8882万円あったんだね。8800万円ぐらい、あの土地の評価があるんですよ。ただし、解体が1億1800万円かかると。要は、解体費用が高いので、土地代としてはゼロ円、ただし、不動産鑑定料とか分筆関係の費用等を加味して、400万円程度はもらわないといけないということが売却価格ですよ。これも解体費用が大きなウェートを占めているんですよ。評価額よりも解体費用が高いんだからね。このコスモさんが同じく事業計画を出されていますけど、コスモさんの事業計画の中には解体費用は幾らと表示されていますか、御存じですか。

○議長（江口 徹）

行政経営部長。

○行政経営部長（東 剛史）

7500万円でございます。

○議長（江口 徹）

23番 小幡俊之議員。

○23番（小幡俊之）

買う側の解体費用は7500万円と見ているんですよ。先ほどの一条工務店さんと一緒。本市は1億1800万円かかる、片や7500万円、この差は4300万円あるんですよ。コスモさんの解体費用のほうが正しければ、飯塚市は損して売りよるという形になるでしょう、四千何百万円も違うんだから。やはり、この解体費用はもう少しシビアにチェックしなくてはならないと思うんですよ。鑑定士に任せっ放しでしょう。飯塚市には指名業者がおられますよね、解体業者の。なぜそこから相見積りのなものを取らないのか、理由を教えてください。

○議長（江口 徹）

行政経営部長。

○行政経営部長（東 剛史）

申し訳ございません。まだ調査不足の段階でございますけれども、今おっしゃられます市内業

者のほうに見積りの徴取を担当課にて確認しましたところ、このような形の売却の金額を出すための見積りというのは、なかなか業者様のほうが提出していただけないというケースが散見されるということを知り及んでおります。この件については、まだ私自身が詳しく経緯等を調査しておりませんので、大変申し訳ございません、このような答弁になります。

○議長（江口 徹）

23番 小幡俊之議員。

○23番（小幡俊之）

解体費用で土地の売却価格が大きく変わるんですよ。だから協力してくれるところがないからではなくて、協力してもらわないといけない。指名業者でしょう、相手はね。飯塚市からの仕事をもらっている業者ですよ。協力はしてもらわないと。仕事だけはください、協力しません、これはないでしょう。

なおかつ、余談になりますけど、移動式観覧席なんか、ちゃんと相見積りを取ったじゃない。その業者さんに入札にも入ってもらったじゃない。今度、旧潤野小学校は建物付だと売れなかったんで解体しますと、本市がね。解体する予定ですけど、その解体費用はどうやってまた決めているんですか、教えてください。

○議長（江口 徹）

行政経営部長。

○行政経営部長（東 剛史）

市で解体します場合には、その建物の解体の実施設計を委託します。それに基づいて、公単価、諸経費をそれぞれ含みますが、それらを積算して、解体の予算額、これを決定いたしております。

○議長（江口 徹）

23番 小幡俊之議員。

○23番（小幡俊之）

そういう手法を取れますよね。売却のときになぜしないの。解体費用が大きな要と言っているでしょう。そこを今後、検討してください。今日は質問だけど、ここはまずいなとか、ここは変えなくてはいけないなというところを、やはり今後検討していただきたいと思います。それについては、また検討した結果等を教えていただきたいと思います。第三者が、同じ旧楽市小学校、交流センター、仮に双方を査定し直すと、違う答えが出ますよ。ということは、本市が、言い方は悪いけど、損して売った可能性が十分ある。これは監査請求が出たらどうしますか。鑑定士に任せましたからこれが正しいです、裏取りはしていませんと。コスモさんについては、まだ質問の途中で時間がなくなったので、次回一般質問で継続して質問したいと思いますので、調べられるところがあったらしっかり調べとってください。

先ほど、ゆめタウンの件もありましたので、また私も本当に10億円の損害賠償請求書が届いているのかどうかも確認しますが、売りっ放しはやめましょう。売った後、先ほど旧楽市小学校の運動場も言いましたが、やはりちゃんとした安全対策を取るに当たって、売却先としっかりとしたコンセンサスを取って、やはり住民に迷惑をかけないように、本市の仕事ですからね。我々もそれをチェックというか、それも仕事ですから、お互いにきれいな仕事ができるように頑張りましょう。今日はこの程度でやめておきます。また続けて、次回の機会に質問したいと思います。

○議長（江口 徹）

これもちまして、一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前11時43分 休憩

○議長（江口 徹）

本会議を再開いたします。

「議案第59号」から「議案第75号」までの17件を一括議題といたします。ただいまより議案に対する質疑を受けますが、質疑される議員におかれましては、秩序正しく能率的な審議を行うため、会議規則第51条に基づき簡明な質疑を行っていただきますようお願いいたします。また、質疑が長時間に及ぶ場合には、会議規則第52条に基づき、議長において質疑の回数を制限させていただくことがありますので、あらかじめご了承願います。

「議案第59号」について、11番 川上直喜議員の質疑を許します。11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

日本共産党の川上直喜です。50ページ、旧潤野小学校解体工事、1億5500万円増についてお尋ねします。まず、増額補正及び繰越明許の理由をお尋ねします。

○議長（江口 徹）

教育総務課長。

○教育総務課長（梶原康治）

まず、今回の補正額、旧教育施設管理費1億5500万円につきましては、旧潤野小学校施設の解体工事の事業費でございます。さきの9月議会におきまして、補正前の予算と合わせ、補正後の額は1億9184万4千円となります。今回、補正予算の事業内容につきましては、旧潤野小学校には普通教室棟、管理・特別教室棟、屋内運動場、プールがございます。今回につきましては、南側に位置しております3階建ての普通教室棟を解体するものであります。また、今後の予定ではございますけれども、引き続き解体工事を計画させていただきまして、2か年程度の計画で施設全体の解体工事を完了する予定と考えております。

次に、繰越明許費を追加する理由としましては、潤野小学校跡地につきましては、現状有姿での売却を計画し、これまで2回の公募を実施いたしましたが、落札者がなく、有効利活用が図れませんでした。また、本施設は、公共施設等適正管理推進事業債を活用いたしておきまして、小中学校の統合事業を実施した施設でありますことから、令和5年度中を期限としまして、旧施設の除却や転用、民間等への売却等により、従前の公共施設として供用することができない状態にする必要があることから、12月補正予算に計上し、令和5年度中に工事契約を行い、繰越事業としまして、約8か月ほどの工期で解体工事に着手しようとするものでございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

工事費1億5500万円について、どういう考え方なのか、根拠をお尋ねします。

○議長（江口 徹）

教育総務課長。

○教育総務課長（梶原康治）

解体工事費の積算の根拠でございますけれども、学校の施設図面を基に概算数量を算出し、解体工事で必要な諸経費には、産廃処分費をはじめ、交通誘導員の配置等、安全対策に係る諸費用等を含め、今回補正いたします1億5500万円を算出いたしております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

よく考えてみますと、普通財産にもなっているわけでしょうから、財産活用課が担当するのではないかと、市長部局が担当するのではないかとと思いますが、なぜ教育委員会が担当するのか、

どういう考えか、お尋ねします。

○議長（江口 徹）

教育総務課長。

○教育総務課長（梶原康治）

教育委員会が解体工事を実施することにつきましては、地方自治法第180条の2の規定による事務補助執行の協議に基づき実施するものであります。施設の統廃合等により、用途廃止した土地、建物で、売却に支障のない財産につきましては、用途廃止時の所管課が管理を行っており、建物等の解体につきましても用途廃止時の所管課が行っております。このことから、「市長の権限に属する事務を委員会又は委員の事務を補助する職員に補助執行させることに関する規則」の規定に基づき、教育委員会の所管に属する財産で用途廃止した普通財産の管理及び処分について、補助執行として実施するものでございます。なお、この補助執行の解体工事が完了しましたら、この土地の処分に関しましては、普通財産を管理する市の担当部署が引き継ぐこととなります。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

教育委員会が担当する理由としては、そのほかに文化財調査に関わることがあるのではないかと考えるんですけども、そういうことはないですか。

○議長（江口 徹）

教育総務課長。

○教育総務課長（梶原康治）

当該地には、市有地の遺跡と申しますか、文化財の包蔵地ということで、文化財調査のほうも必要な土地になっております。このことから、開発行為等が計画される場合には、文化財保護推進室にて確認や試掘調査が行われます。そのようなことから、当地につきましては、文化財の包蔵地であることは、そのとおりでございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

次に、62ページ、戸籍住民基本台帳管理運営事業費について、戸籍情報システム改造委託料556万6千円及び住民基本台帳システム改造委託料1980万円について、それぞれまずシステム改造の概要についてお尋ねします。

○議長（江口 徹）

市民課長。

○市民課長（梶原あゆみ）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律が令和5年6月9日に公布され、戸籍、戸籍の附票、住民票等の記載事項に、氏名の振り仮名を追加するなどの措置を講ずることとされました。今回のシステム改修につきましては、氏名の振り仮名に係る法制化に対応できるよう、戸籍情報システム等を改修するものでございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

法改正と言われましたが、法改正の事情、背景についてお尋ねします。

○議長（江口 徹）

市民課長。

○市民課長（梶原あゆみ）

我が国における社会全体のデジタル化の推進、また今般の新型コロナウイルス感染症対応を契

機として、さらに行政のデジタル化を推進し、デジタル社会における国民サービスを拡充する必要が高まったことなどが挙げられます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

今後の事務の流れ、見通しについてお尋ねします。

○議長（江口 徹）

市民課長。

○市民課長（梶原あゆみ）

今後は、戸籍情報システム等の改修を行い、本籍地の市区町村長が住民票などの情報を基に、振り仮名を記載した通知を送付する想定となっております。通知後は、戸籍の筆頭者、もしくは戸籍に記載された者の届出を基本とし、戸籍の記載を行います。戸籍の筆頭者等から1年以内に届出がなければ、職権で戸籍に振り仮名を記載することとなります。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

財源はどうなりますか。

○議長（江口 徹）

市民課長。

○市民課長（梶原あゆみ）

氏名の振り仮名を追加するための戸籍情報システム等改修費用につきましては、社会保障・税番号制度システム整備費補助金を活用することとしており、団体規模に応じて想定事業費が設定されております。

戸籍情報システム改造委託料につきましては、391万6千円に対し、全額補助となっております。戸籍附票システム改造委託料につきましては、165万円に対し、事業費の約53%である87万円が補助対象となっております。住民基本台帳システム改造委託料につきましては、1980万円に対し、事業費の51%である1千万6千円が補助対象となっております。

なお、システム変更に係る標準仕様の詳細が示されていないため、事業費が減額される可能性も考えられる状況でございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

繰越明許とする理由をお尋ねします。

○議長（江口 徹）

市民課長。

○市民課長（梶原あゆみ）

今回のシステム改修につきましては、現時点におきましても、国よりシステム変更に係る標準仕様が詳細に示されていない部分がございますので、このことによるシステム開発等の作業の遅れから、本年度中に改修を完了させることが困難であるとの見通しとなっております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

次に、93ページ、ごみ収集事業費707万3千円の増ですね。どういう事情か、お尋ねをします。

○議長（江口 徹）

環境対策課長。

○環境対策課長（小村慎次）

販売数量が増加した理由ですが、令和4年4月からの料金改定により、ごみ袋の値下げを行ったことで、前年度の買い控えの影響もあり、令和4年度のごみ袋販売数量がかなり増えました。令和5年度につきましては、ごみ袋の販売数量は、令和4年度より減少する見込みで当初予算を計上していましたが、現在まで販売数量は、想定よりも若干多い量で推移しております。また、12月は年末の大掃除、3月は引っ越し等の理由で、例年他の月よりも販売数量が増加することを考慮して、補正予算を計上させていただいております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

先ほど若干というような表現もありましたけれども、どのくらいを見込んでおられますか。

○議長（江口 徹）

環境対策課長。

○環境対策課長（小村慎次）

令和5年度当初予算では、ごみ袋販売数量を86万4080巻、予算額1億3965万2千円と見込んでおりましたが、12月補正予算で、ごみ袋販売数量89万7334巻、予算額1億4599万7千円の見直しを行い、増加量は3万3254巻、予算額では634万5千円の増となっております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

私は、ごみ処理量は横ばいだったのではないかと思うのですけれども、これらの傾向はどういう要因と思われませんか。

○議長（江口 徹）

環境対策課長。

○環境対策課長（小村慎次）

議員の言われるとおり、ごみの処理量としては同程度で推移しております。これは、家庭内に保管しているごみ袋が増えている状況であると思われまますので、安易にごみとして搬出しないよう、今後ごみ減量に対する啓発等を行っていく必要があると考えております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

97ページ、農業振興事業費についてです。堆肥利用拡大によるワンヘルス推進事業費補助金998万円、説明をお願いします。

○議長（江口 徹）

農林振興課長。

○農林振興課長（古江敬輔）

本事業は、福岡県が令和5年度9月補正予算において新設した事業で、財源は県の10分の10となります。事業の内容としましては、肥料価格高騰の影響を受けない堆肥の利用拡大を推進するため、農業者等が行う堆肥の製造機械や、散布機等の導入を支援するもので、導入にかかる経費の2分の1以内を県が補助するものでございます。

なお、ワンヘルスとは、人と動物の健康と環境の保全性は、生態系の中で相互に密接につながり、強く影響しあう一つのものであり、これらの健全な状態を一体的に守っていくことを理念とするものですが、本事業におきましては、堆肥の利用拡大に取り組むことにより、二酸化炭素排

出抑制による温暖化防止や、化学肥料の削減による環境負荷の低減を推進することを目的としております。

今回の補正理由としましては、米、麦、大豆における堆肥の利用拡大に取り組む市内の農業者3件から、県に対して、トラクターやロータリーと呼ばれる土壌を耕すための機械、さらに堆肥の散布機の導入について事業実施の要望があり、県の審査の結果、3件の事業費の合計金額1996万3900円に対する補助金額998万円を歳入歳出予算で増額補正するものでございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

98ページに、畜産業に関わって同様の補助金があります。酪農生産基盤整備事業費補助金ですね。これも説明をお願いします。

○議長（江口 徹）

農林振興課長。

○農林振興課長（古江敬輔）

本事業は、福岡県によりますワンヘルスを実践する酪農生産基盤整備事業であり、財源は県の10分の10となります。事業の内容としましては、良質な生乳を生産するための搾乳機や、生乳冷却機等の整備により、「牛に優しく、人に優しく、環境に優しい」というワンヘルスの理念を実践する酪農生産基盤の推進を目的とするもので、酪農畜産農家が行う搾乳機器の導入に対し、かかる経費の2分の1以内を県が補助するものでございます。

本事業における、ワンヘルスとは、生乳の品質向上による売上げの増加により、牛舎の改修等が行われ、牛の健康増進が図られることなどや、生乳の品質向上により、人の健康増進が図られることなどを指すものでございます。

今回の補正理由としましては、市内の酪農畜産農家1件から県に対して、インバータスクロール冷凍機と呼ばれる、搾乳した製品を低温保存するための機械の導入について、事業実施の要望があり、県の審査の結果、事業費180万円に対する補助金額90万円を歳入歳出予算で増額補正するものでございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

次に、105ページ、観光集客推進事業費210万8千円、補正額について、どういうことなのか、お尋ねします。

○議長（江口 徹）

商工観光課長。

○商工観光課長（原野正俊）

観光集客推進事業費につきましては、JRのデスティネーションキャンペーンに係る事業費で、補正額としましては264万3千円となっております。またその内訳としましては、消耗品費34万7千円、印刷製本費19万6千円、広告料140万円、飯塚観光協会補助金70万円となっております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

この事業全体の中では、どういう位置づけの補正になるのでしょうか。

○議長（江口 徹）

商工観光課長。

○商工観光課長（原野正俊）

まず、デスティネーションキャンペーンとは、通称DCキャンペーンと呼ばれまして、自治体とJRグループ6社が共同で開催する大型の観光キャンペーンで、令和6年4月から6月にかけて福岡県と大分県で開催されます。位置づけとしましては、キャンペーン期間中に合わせまして、本市が実施します観光集客推進事業としまして、旧伊藤伝右衛門邸での特別企画展や、その他市内で開催されるスポーツイベント等のPRを行いながら、県内外から誘客を図る事業となります。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

そこに至る経過のところを、少し聞かせてもらっていいですか。

○議長（江口 徹）

商工観光課長。

○商工観光課長（原野正俊）

本年5月に福岡県のDC事務局から、デスティネーションキャンペーン特別イベントの開催支援事業費補助金交付要綱が発出され、令和5年度に開始される事業につきましても、補助の対象となることが分かりましたことから、主に広報活動となりますが、3月からキャンペーンの準備を進めるため、今回の補正予算計上に至っております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

予算書を見ますと、飯塚観光協会補助金70万円というのが、その中に含まれていると思うんですね。これはどういうことをするのか、この70万円の根拠をお尋ねします。

○議長（江口 徹）

商工観光課長。

○商工観光課長（原野正俊）

先ほど答弁いたしました、DC期間中に飯塚市と飯塚観光協会が実施します旧伊藤伝右衛門邸での特別企画展を3月から準備いたしますので、そのための補助金となっております。70万円の算定根拠につきましては、例年4月中旬から実施しております端午の節句の企画展を参考に算出しております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

次に、114ページ、市民公園整備事業費について、整備計画策定支援委託料が約800万円の減額補正となっております。これは執行残ということでしょうか。

○議長（江口 徹）

都市計画課長。

○都市計画課長（城戸健児）

委託契約の業務契約締結に伴い、執行残を処理したものでございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

そういうことでしたら、入札状況をお尋ねします。

○議長（江口 徹）

都市計画課長。

○都市計画課長（城戸健児）

入札方法は、指名競争入札により令和5年5月9日に入札を執行しております。入札結果につきましては、参加事業者12事業者のうち、応札した9者中8者によるくじ引きにより落札業者を決定しております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

落札業者はどこですか。

○議長（江口 徹）

都市計画課長。

○都市計画課長（城戸健児）

落札事業者は、株式会社オリエンタルコンサルタンツ九州支社となっております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

どんな会社ですか。

○議長（江口 徹）

都市計画課長。

○都市計画課長（城戸健児）

株式会社オリエンタルコンサルタンツにつきましては、会社の創業が昭和32年12月24日、本社が東京都渋谷区本町3丁目12番1号、資本金5億95万円、代表取締役社長 野崎秀則、社員数が1260名、主な業務としては、建設コンサルタント業務となっております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

策定作業にもう入っていると思うのですが、どの辺まで来ているのでしょうか。

○議長（江口 徹）

都市計画課長。

○都市計画課長（城戸健児）

現在は、現地測量は完了し、基本計画策定におきまして市民意見を聴取するための市民参加型ワークショップを2回開催し、この意見に基づき、基本方針とゾーニングの検討を行っているところでございます。この基本計画は今年度末に完成する予定となっております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

この市民公園とはどこのことですか。

○議長（江口 徹）

都市計画課長。

○都市計画課長（城戸健児）

現在、本年度開館しております飯塚市総合体育館を含む約18.5ヘクタールの市民公園となっております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

次に、126ページ、内野小学校大規模改造事業費1億3738万5千円の減ですけれども、減額補正の内容と繰越明許廃止というふうになっています。事情を伺います。

○議長（江口 徹）

教育総務課長。

○教育総務課長（梶原康治）

内野小学校大規模改造事業につきましては、内野小学校屋内運動場（体育館）について、飯塚市学校施設長寿命化計画に基づき改造工事を実施するものでございます。この長寿命化改修では、建物の耐久性を高めるために、構造躯体の経年劣化の回復を図り、耐久性に優れた仕上げ材の使用、水道・電気・ガス管等のライフラインの更新を行うものでございます。

本事業につきましては、改造工事を２期工事に分け、１期工事では、屋根の防水工事や外壁の改修工事、２期工事としまして床や内壁の張り替え等を行う内装工事、その他電気設備や機械設備工事の更新を計画いたしております。

今回の補正減額の理由も含め、繰越明許費の廃止につきましては、現在施工中の１期工事の完了から引き続き、速やかに令和５年３月から着手しまして、令和６年度上期にかけた繰越事業として、２期工事を実施しようと計画しておりましたが、国との補助金協議により、２期工事を新年度の令和６年度に先送りすることとしたため減額し、設定していました繰越明許費を廃止するものであります。なお、当該予算につきましては、新年度予算として改めて計上させていただく計画といたしております。

○議長（江口 徹）

１１番 川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

来年度への繰越明許は廃止して、来年度の新年度予算で同額を組むんですか。

○議長（江口 徹）

教育総務課長。

○教育総務課長（梶原康治）

今回先送りしました２期工事分の予算を新年度で改めて計上いたすものでございますので、今回は減額とさせていただき、新年度予算でその分の予算を当初として新規に申請させていただきたいと考えております。

○議長（江口 徹）

１１番 川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

ということは、同額を新年度予算計上の方向ということですか。

○議長（江口 徹）

教育総務課長。

○教育総務課長（梶原康治）

説明が不足していました。同額を令和６年度に送り込むという形で制度設計しております。

○議長（江口 徹）

１１番 川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

この不思議なやり取りは、国との関係で、工事の遅延などによって、子どもたちに影響が出るのではないかという心配をしたわけですけれども、そういうことはありませんか。

○議長（江口 徹）

教育総務課長。

○教育総務課長（梶原康治）

内野小学校大規模改造工事につきましては、国庫支出金の学校施設環境改善交付金を活用させていただいております。国との補助金協議では、当初申請から本工事を繰越事業になることとして協議をいたしておりましたが、令和５年６月になり、令和４年度の繰越予算で対応できないか

との相談を受けまして、このことは2期工事が事実上の事故繰越予算となる対応を求められたこととなりましたことから、学校をはじめ、関係機関との再調整、また、福岡県とも慎重に協議を行いまして、令和6年度に2期工事を先送りする工期変更や補助採択等に影響がないことを調整しまして、今回補正額のとおり減額補正を行い、これに伴い繰越明許費の廃止を行ったものでございます。

なお、この2期工事を先送りしたことから、変更前の計画から約3か月ほど工事完了が遅れる見込みとなりますが、当初計画では、3月の卒業式や4月の入学式など、体育館が使用できない状況でありましたが、工事を行わない期間と重なることから、学校行事が実施できるようになりますので、学校運営上の課題も解決され、また子どもたちへの影響も軽減されるものと考えております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

学校行事との関係では、かえってよかったと。そうすると、その他のことが生じないかということはある程度考えておく必要があるかなと。

136ページ、嘉穂劇場保存整備事業費ですが、改修計画策定支援委託料が増額となっております。事情を伺います。

○議長（江口 徹）

文化課長。

○文化課長（坂口信治）

嘉穂劇場改修計画につきましては、今後、嘉穂劇場を劇場、公共施設として活用していくため、文化財としての価値を守りつつ、老朽化した部分の改修や、施設の管理運営に係る基本的方向性を定める計画として、本年7月より各分野の専門家の方や、公募を含む15名の委員からなる附属機関、飯塚市文化施設活用検討委員会において、協議検討が進められてきました。

この具体的な検討を進めていく中で、建築基準法に基づく建築確認申請等の状況について確認したところ、劇場棟は既存不適格建築物であること、そしてそのほかの多くの建物に法令違反があることが判明しました。この違反建築物については、残念ながら撤去せざるを得ず、劇場棟以外の建物については解体し、劇場として運営するために必要な楽屋や管理事務室、トイレなどの施設を新たに確保する必要が生じております。この当初想定していなかった新たに確保する施設をどのように配置・整備するかについては、建築基準法や消防法、興行場法などとの条件整理や関係機関との協議など、業務量の増加と期間を要することから、計画期間を令和6年6月末まで延長したいと考えております。

嘉穂劇場の活用の方策につきましては、これまでも附属機関からご意見をいただきながら進めてまいりました。今回の具体的な施設の改修計画につきましても、同様に附属機関と併せて嘉穂劇場について考える市民ワークショップなどからのご意見をいただきながら事業を推進しているところでございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

分かりました。12ページに繰越明許変更が出ておりますね。それは、今お話になったことと、そのままの事情ということでしょうか。

○議長（江口 徹）

文化課長。

○文化課長（坂口信治）

先ほどご説明しましたとおり、新たな施設の検討などが必要となりまして、本年度中の事業の

完成の見込みがないことから、繰越を設定したものでございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

次に、139ページ、学校給食賄材料費、増額補正4174万1千円ということですが、この増額分の根拠をお尋ねします。

○議長（江口 徹）

学校給食課長。

○学校給食課長（宮本敏行）

今回の増額補正の根拠といたしまして、賄材料費の補正予算の試算につきましては、令和5年度は物価高騰の影響により、食材価格が令和4年度と比較いたしますと、1学期の平均は小学校では6.5%増、中学校では5.58%増となっております。従来から、給食用物資の購入につきましては、毎日使用しております野菜などの価格の相場が変動する食材の動向を確認しながら献立の工夫をするなど対応しておりますが、食材価格が値上がりしても、提供する給食の栄養バランスを維持する必要があります。

しかしながら、現状では食材価格の上昇のピークの見通しが不透明であるため、小学校及び中学校の直近の上昇率の平均をとりまして、12%増として見込み、令和5年9月から令和6年3月までの必要額を試算しております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

食料自給率が38%でしょう。実質10%程度というような状況の中で、国が責任を負っていくということは重要なんだけど、今回の措置について財源はどうなっていますか。

○議長（江口 徹）

学校給食課長。

○学校給食課長（宮本敏行）

今回の財源につきましては、一般財源を充てさせていただきたいと考えております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

その一般財源の中には、国が学校給食費の限定的であっても無償化等に使ってもいいよという臨時交付金が入っている一般財源のことを言っているのでしょうか。

○議長（江口 徹）

学校教育課長。

○学校給食課長（宮本敏行）

そのとおりでございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

あなた方は、この臨時交付金について、そういうふうに食材高騰分への対応とともに、国が学校給食費そのものを無償化するというメニューもあるんですよと、推奨しますと、ずっと言ってきたではないですか。それについては、この予算計上のときに、どういう検討をしましたか。

○議長（江口 徹）

学校給食課長。

○学校給食課長（宮本敏行）

議員がおっしゃいますとおり学校給食費の保護者負担の軽減を図るための国の措置として、臨時交付金、重点交付金などのメニューがございますけれども、学校給食費の無償化につきましては、従来から申し上げておりますとおり、既に経済的に困窮される世帯に関しましては、生活保護制度、就学援助制度を活用していただきながら実施をしているところでございます。その他の世帯につきましては、従来どおりお支払いをお願いしたいという考えでございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

武井市長、私は今そんなことを聞いていないでしょう。それを今度の予算計上に当たり、検討したかと聞いたんですよ。

○議長（江口 徹）

学校給食課長。

○学校給食課長（宮本敏行）

今回の増額補正につきましては、あくまでも物価高騰によります食材価格の高騰分として、学校給食費では賄えない部分につきまして、一般財源で賄うことで対応させていただきたいと考えております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

検討したんですかということ聞いたんですよ。

○議長（江口 徹）

学校給食課長。

○学校給食課長（宮本敏行）

今回、検討する中で、増額補正という形で、給食費の賄えない部分について、その財源は一般財源となりますけれども、計上させていただいているところでございます。

学校給食費につきましては、従来から申し上げておりますとおり、臨時交付金の中でも事業もございますけれども、従来からお話しているとおりでございまして、既に経済的に困窮している世帯につきましては、生活保護制度、就学援助等の制度を活用していただきながら、その他の世帯についてはお支払いしていただくという考えで、臨時交付金の活用という部分では検討はしておりません。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

市長が変わったんだから、検討してくださいよ。

それで12ページ、繰越明許費の補正関係ですけれども、旧楽市小学校道路新設工事周辺環境影響調査委託料、どういう事業なのか、お尋ねします。

○議長（江口 徹）

財産活用課長。

○財産活用課長（白石善彦）

今回、補正予算に計上しております事後調査委託の内容について説明させていただきます。この委託料につきましては、市が発注している道路新設工事において、振動等の工事の影響を考え、隣接する家屋等に外壁や内壁、基礎の亀裂などの確認、窓や扉の建てつけ状況等の調査を行うものでございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

この旧楽市小学校道路というのは、どこのところのことを言っているんですか。

○議長（江口 徹）

財産活用課長。

○財産活用課長（白石善彦）

今言われる道路につきましては、楽市小学校の正門のところに新設する道路でございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

校舎敷きを売却し、その開発に必要なだからというので税金で道路を造ろうということなんですか。

○議長（江口 徹）

財産活用課長。

○財産活用課長（白石善彦）

売却の募集前に福岡県へ開発行為の確認を行ったところ、市道の接道につきましては、市が道路を整備する必要があるということで、市のほうで道路を造るものでございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

税金で造るんですか。

○議長（江口 徹）

財産活用課長。

○財産活用課長（白石善彦）

そのとおりでございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

開発行為者が造って市に寄附するという選択肢はないんですか、これは。

○議長（江口 徹）

財産活用課長。

○財産活用課長（白石善彦）

売却した中での道路につきましては、開発業者のほうで寄附ということを言われていると思うんですけども、県のほうに確認したところ、その道路部分の市で整備する道路につきましては、開発業者をつけることはできないということで聞いておりますので、それで市がつける道路につきましては、大丈夫ということで聞いております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

これは総務委員会付託案件でしょう。売却のときからこの道路のことは分かっていたはずなので、その仕分を業者有利に仕込んだのではないかと心配もあるので、よく審査してもらいたいと思います。

それで、今回、繰越明許を変更する理由をお尋ねします。

○議長（江口 徹）

財産活用課長。

○財産活用課長（白石善彦）

楽市小学校跡地につきましては、令和5年9月に売買の契約を締結しておりました。その後に関係課と内部協議を行いましたところ、新設工事の工事期間が予定よりも早く、年度内で終了するということが分かりましたので、来年度予算での執行では期間を要しますので、速やかに周辺家屋の工事影響調査を行いたく、繰越明許費で計上させてもらっている状況でございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

それでは、水江雨水幹線整備事業について、どういう事情か、お尋ねします。

○議長（江口 徹）

土木建設課長。

○土木建設課長（佐藤和則）

水江雨水幹線整備事業につきましては、現在建設中の水江雨水ポンプ場上流部の水路断面が一部狭小であるため、前後の断面に合わせて拡幅し、水江雨水ポンプ場の供用開始までに、流下能力を上げることで、工事における上流部での浸水被害の軽減を目的として整備しております。

当該事業の発注計画につきましては、本工事が水路整備であり、出水期後の発注となりますことから、発注に向けて設計・積算作業の際に、今回使用する大型ボックスカルバートの納期等について、製品メーカーに確認を行ったところ、当該製品が受注生産であること、製作依頼時の受注の状況を考慮した生産となることから、設計段階での納期は未定であるとの回答を受けました。そのため入札後に受注者が決定し、受注者による依頼を受けてからの受注生産となるため、当課としましては、製品の納入時期により、年度内工期での現地作業が間に合わない可能性があることを考慮し、不測の事態に備え、発注前である9月から本12月議会での繰越明許申請を行うべく事務手続を進めたものです。本議会議決後に、受注者と工程について詳細な協議を行い、工期延長の必要性について判断する予定としております。

なお、工事発注後の現在の状況といたしましては、受注者及びコンクリート製品メーカーの迅速な対応、努力により、製品が令和6年1月下旬に納品予定となっており、水路前後の擦り付け工事等がございますが、天候不順など不測の事態がなければ、令和6年3月までに完了する見通しで工事を進めているところです。

本工事の完成により、令和6年3月に完成する水江雨水ポンプ場へのスムーズな雨水の流入が可能となり、ポンプ能力を最大限に発揮できるようになることから、今後、川津地区における浸水被害の軽減が図られるものと考えております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

次に、相田公営住宅建替事業設計委託料についてです。変更の事情を伺います。

○議長（江口 徹）

住宅課長。

○住宅課長（井上尊之）

相田公営住宅建替事業設計委託料の繰越額566万5千円についてご説明いたします。本委託料は、旧相田公園に建設する相田公営住宅建替事業の1棟目の設計業務で、今年度実施しております現地での地盤調査の結果を受け、建築物の構造、工法の最終検証を行うものでございます。

しかしながら、先行して実施しておりました地盤調査において、経済産業省にも届出のない想定外の石炭採掘跡が確認されました。このことから、現地における追加調査やデータの解析に期間を要することとなり、本設計業務につきましても、新たに建物の基礎の下部にありますくい工法の再検証が必要となり、検証、設計等の遅れが想定されることとなったため、不測の事態により年度を超えた場合の円滑な予算執行を確保するため、事業費566万5千円の繰越明許費の設

定を要求したものでございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

今後のスケジュール的な見通しはどう考えていますか。

○議長（江口 徹）

住宅課長。

○住宅課長（井上尊之）

先ほどもご説明いたしました但し、設計業務の前段で実施しました地盤調査中に想定外の石炭採掘跡が確認されたため、この石炭採掘跡の分布、地層の形成を詳細に把握する必要性が生じ、当初計画していたボーリング調査の調査箇所数や採掘深度を追加することとなっております。

このことから、地盤調査のデータの解析内容を基に積算を行う設計業務についても、建設工法の精査、検証作業が改めて必要となり、その間の遅れは、その後の1棟目建設敷地の造成工事や1棟目建物の建設工事などの事業工程についても影響を来すものと考えております。今後、市といたしましては、早期に建築検証業務を完了させ、事業工程の遅れを最小限にとどめ、一日でも早く旧相田公園に1棟目を建設できるよう努力してまいります。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

私は隣接する県営住宅の地盤調査の資料を入手して、皆さんにも提供したでしょう。1本ボーリングするたびに、ちょっと大げさになりますけれども、総事業費がどんどん増えていると。2本掘ったらもっと増えるというくらいの広がりがあるのではないですか、石炭を掘った後の空洞の広がりが。民間ならこれから先どこまで事業費が増えるか分からないような状況になっているので、場合によってはとっくに撤退しているかもしれない、この場所で建築というのは。そういった点で言えば、この間、飯塚市自身がA B C Dの4つの見直し案を出したことがありましたけれど、それに沿って、地域住民の方が公園によらない方法をと、1棟目ね、要求をしている中で、無理なことはしないというふうにしてもらいたいと思います。

14ページ、債務負担行為補正ですけれども、追加があります。市税等催告業務委託料、令和6年度1824万6千円ですが、どういうことなのか、説明をお願いします。

○議長（江口 徹）

税務課長補佐。

○税務課長補佐（實藤利依）

課長が体調不良で不在のため、課長補佐である私のほうから答弁させていただきます。

この業務の概要についてですが、市税等の現年度の未納分がある方を対象に、民間の事業者が電話や訪問、文書催告の作成、発送の納付勧奨や経過記録の作成を行います。早期に連絡等を行うことで、自主納付や早期の相談を促し、累積滞納を未然に防止することを目的としております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

事業者の選定はどうなっていますか。

○議長（江口 徹）

税務課長補佐。

○税務課長補佐（實藤利依）

プロポーザル方式での選定を予定しております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番 (川上直喜)

どういったところを想定していますか。

○議長 (江口 徹)

税務課長補佐。

○税務課長補佐 (實藤利依)

業務をしていく中で、市債権などの回収を含む催告業務経験を1年以上有することなどを想定しております。

○議長 (江口 徹)

11番 川上直喜議員。

○11番 (川上直喜)

近隣の自治体で同様の事業をやっているところは、どういったところがありますか。

○議長 (江口 徹)

税務課長補佐。

○税務課長補佐 (實藤利依)

県内では、福岡市、久留米市、大川市、北九州市、飯塚市の5自治体であります。

○議長 (江口 徹)

11番 川上直喜議員。

○11番 (川上直喜)

トラブルの発生件数をお尋ねします。

○議長 (江口 徹)

税務課長補佐。

○税務課長補佐 (實藤利依)

トラブルの発生件数等は確認できておりません。

○議長 (江口 徹)

11番 川上直喜議員。

○11番 (川上直喜)

全体として、今実施中なわけですがけれども、飯塚市としてはこの業務をどういうふうに評価していますか。

○議長 (江口 徹)

税務課長補佐。

○税務課長補佐 (實藤利依)

現年度課税分の滞納者に対し、早期に電話催告、訪問等を行い、アプローチを増やしていくことで、滞納処分に至る前の納付勧奨を行い、現年度の滞納繰越者の数が減少しております。また、滞納繰越額についても減少しております。

○議長 (江口 徹)

11番 川上直喜議員。

○11番 (川上直喜)

極めて公共性の高い、税金に関わることですから、そういう仕事なんだけど、今言われた内容は民間でなければできないということはないし、むしろ民間でないほうがいいわけですよ。職員がした方がいいと思うんだけど、もしこの民間委託をやめると、税務行政にどういう影響がありますか。何か困ることがありますか。

○議長 (江口 徹)

税務課長補佐。

○税務課長補佐 (實藤利依)

現在、委託で行っていただいている現年度の納付勧奨等の業務を全て行うことになると、職員数が限られておりますので、職員の業務量が増えることにより、市職員でしか対応できない調査などを含む滞納整理業務を行っていく環境が整い事務強化につながってきたものが、十分にできなくなると考えております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

つい3年前まで市役所がやっていた仕事ですよ。だから、きちんとした税務行政ができなくなるとことはちょっと考えにくいし、それにしても、その場合は、正規職員をきちんと確保するということが対応するのが、まともな税務行政を進める上では鍵ではないかと思えます。

次に変更についてです。ICT教育推進事業委託料、令和6年度3924万5千円、説明を求めます。

○議長（江口 徹）

学校教育課長。

○学校教育課長（桑原昭佳）

ICT教育推進事業は、ICT研究指導員7名の配置を委託するもので、ICT研究指導員が市内の小中学校を訪問し、校務や授業のサポートなど、学校における効果的なICT機器の活用支援を行うものでございます。

債務負担行為につきましては、契約期間を令和5年度から令和6年度までの2年間とし、令和6年度の業務委託をするための債務負担行為を設定しておりますが、令和5年4月に契約を締結し、金額が確定しましたので、令和6年度の債務負担行為限度額を減額変更するものでございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

入札状況をお尋ねします。

○議長（江口 徹）

学校教育課長。

○学校教育課長（桑原昭佳）

業者の選定方法ですが、指名競争入札で指名3者による入札の結果、落札額が7135万3千円で、消費税を含め7848万8300円で契約を締結しております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

落札したのはどこですか。

○議長（江口 徹）

学校教育課長。

○学校教育課長（桑原昭佳）

委託業者は株式会社福岡ソフトウェアセンターでございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

下請けはどこですか。

○議長（江口 徹）

学校教育課長。

○学校教育課長（桑原昭佳）

本業務に関しては、下請等はありません。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

何人で仕事をしているんですか。

○議長（江口 徹）

学校教育課長。

○学校教育課長（桑原昭佳）

ICT指導員業務に携わっている者は7名でございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

資本金10億円の第3セクター、武井市長が副会長になる予定のところですよ。もうなったんですか。総務委員会でもう少し丁寧に審査してもらおうと思います。審査要望をしておきます。

それから最後ですけれども、基金状況表についてです。まず、財政調整機能を持つ3つの年度末基金残高見込みをお尋ねします。

○議長（江口 徹）

財政課長。

○財政課長（松本一男）

各基金におきまして、財政調整基金は市財政の各年度間における財政調整のための資金としており、減債基金は市債を償還するための資金、公共施設等整備基金は公共施設及び公用施設の建設、大規模改修及び除却の資金を目的として基金を設置しております。

各基金における年度末残高の見込みにつきましては、財政調整基金は57億1567万1千円、減債基金は75億6795万9千円、公共施設等整備基金は13億6223万4千円となっております。なお、令和5年度中増減見込みにつきましては、令和4年度決算における歳入歳出の決算剰余金の2分の1を下らない金額を、地方自治法第233条の2により財政調整基金、減債基金及び公共施設等整備基金のほうに編入をいたしております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

実はこれ以外に、ふるさと応援基金が年度末見込みが32億円あるわけですね。新規積立てについてお尋ねします。

○議長（江口 徹）

財政課長。

○財政課長（松本一男）

ただいま言われました、ふるさと応援基金に関しての新規積立金としては、100億円となっております。

○議長（江口 徹）

質疑を終結いたします。暫時休憩いたします。

午後 2時00分 休憩

午後 2時14分 再開

○議長（江口 徹）

本会議を再開いたします。

「議案第60号」について、11番 川上直喜議員の質疑を許します。11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

歳入につき、156ページ、国民健康保険税について、補正理由を伺います。

○議長（江口 徹）

医療保険課長。

○医療保険課長（鐘ヶ江孝二）

保険税の減額の理由ということですが、当初予算の時よりも被保険者数の減の見込みがより大きくなっており、そのため減額となっております。また、令和5年度の国保税の賦課については、令和4年の所得を基に計算いたしますが、令和3年までであった国の協力金等がなくなったことから、所得の減もあり、減額の要因となっているものと考えています。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

歳出につき、162ページ、傷病手当金の補正理由をお尋ねします。

○議長（江口 徹）

医療保険課長。

○医療保険課長（鐘ヶ江孝二）

傷病手当金ですが、傷病手当金につきましては、国保の被保険者のうち、被用者、いわゆる給料をもらってある方、この方がコロナに感染または感染が疑われ労務に服することができなくなった日から起算して、3日を経過した日から復帰した日までの分で手当てを行っておりました。ただし、この分が5月8日の5類移行後、5月8日以降に新規で罹患された方は対象外となっておりますことから、5月8日以降の分を減額補正しておるものでございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

先ほど税関係でお尋ねしたのに関連があると思いますが、債務負担行為に追加で市税等催促業務委託料についてどういう関係か、お尋ねします。

○議長（江口 徹）

医療保険課長。

○医療保険課長（鐘ヶ江孝二）

税の催告業務と同じ業務でございまして、国保税の分について国保会計で負担しておるものでございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

国保給付費等準備金の推移をお尋ねします。

○議長（江口 徹）

医療保険課長。

○医療保険課長（鐘ヶ江孝二）

基金の推移でございしますが、令和元年度から申しますと、令和元年度末が9億2458万5千円、令和2年度末が9億3117万5千円、令和3年度末が9億3773万5千円、令和4年度末が9億3606万9千円となっております。令和5年度末につきましては、12月補正後の見

込みでは8億2275万5千円となっております。

○議長（江口 徹）

質疑を終結いたします。

「議案第61号」から「議案第65号」までの5件については、いずれも質疑通告があつておりませんので、質疑を終結いたします。

「議案第66号」について、11番 川上直喜議員の質疑を許します。11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

水道料金等収納事務手数料補正について説明をお願いします。

○議長（江口 徹）

企業管理課長。

○企業管理課長（田中善広）

水道料金等収納事務手数料は、お客様が水道料金等をコンビニエンスストアで支払った際に発生する手数料を、コンビニ収納代行業者に支払う費用であります。今回の補正につきましては、コンビニ収納件数の増加に伴う増加分につきまして増額し、補正しているものでございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

水道事業債利息が減額となっております。理由をお尋ねします。

○議長（江口 徹）

企業管理課長。

○企業管理課長（田中善広）

水道事業につきましては、管路や施設設備等の更新・整備を行っており、毎年度、その財源として企業債の借入れを行っております。補正予算15ページにございます水道事業債利息につきましては、令和4年度までに借入れを行った企業債に係る利息分の償還にかかるものでございます。今回の補正につきましては、令和4年度において予定していた企業債の借入れ利率等の決定などに伴い、その利息分の償還に係る費用について減額補正をしているものでございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

鯉田浄水場粉末活性炭注入設備等改良工事はどのような事業か、まず簡潔に説明をお願いします。

○議長（江口 徹）

上水道課長。

○上水道課長（大庭宗嗣）

本事業は、浄水場等の設備機器の老朽化に伴う改良事業でございます。鯉田浄水場粉末活性炭注入設備等改良工事につきましては、原水の臭気対策として、粉末状の活性炭を希釈し、液状にして注入するためのポンプ6台、弁類等の設置が平成15年の設置以来、19年が経過し、法定耐用年数15年を超過しているため、更新工事を行うものでございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

減額理由をお尋ねします。

○議長（江口 徹）

上水道課長。

○上水道課長（大庭宗嗣）

補正の理由といたしましては、執行残の処理によるものでございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

そういうことでしたら、指名競争ですか。入札結果をお尋ねします。

○議長（江口 徹）

上水道課長。

○上水道課長（大庭宗嗣）

入札の執行状況につきましては、指名競争入札におきまして、8者による入札を執行いたしました。その結果、落札額2492万6千円で、東生テクノ株式会社が落札しております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

入札をめぐって事故は起きていませんか。

○議長（江口 徹）

上水道課長。

○上水道課長（大庭宗嗣）

ございません。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

次は、立岩配水池送配水管更新基本設計委託料、どういう事業か、エリア等を含めて示してください。

○議長（江口 徹）

上水道課長。

○上水道課長（大庭宗嗣）

立岩配水池は、本市の基幹浄水場である鯉田浄水場の浄水を、遠賀川より東側の旧飯塚地区を中心として、北は目尾の一部、南は堀池までのエリア、給水戸数約1万5千戸の各家庭へ配水するための重要な管路でございます。鯉田浄水場から立岩配水池までの送水管、口径400ミリ、及び立岩配水池からの配水本管、口径500ミリが昭和41年の供用開始以来、56年が経過し、法定耐用年数40年を超過しておりますことから、更新に向けた配管ルート等、基本的事項等の検討を行うため、基本設計業務委託を実施しているものでございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

委託先をお願いします。

○議長（江口 徹）

上水道課長。

○上水道課長（大庭宗嗣）

株式会社ウエスコ九州支社でございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

この基本設計によるその後の事業の全体事業費はどのくらいの見込みになるか、お尋ねします。

○議長（江口 徹）

上水道課長。

○上水道課長（大庭宗嗣）

今現在、委託業務で配管ルート等の検討を行っている状況で、まだ概算金額がはっきりとは出ておりません。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

しかし、基本設計を委託するときに仕様書とかないんですか。

○議長（江口 徹）

上水道課長。

○上水道課長（大庭宗嗣）

仕様書はございますけれども、まずはその経済比較とルートの選定を行ってから、概算金額の積算ということになりますので、まだその段階には至っておりません。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

まずあなた方は2年前に、水道料金35%アップするときに、老朽管路の更新を理由に挙げているのではないですか。当面15億8千万円、できれば50億円ためたい、さらには100億円までかかるんだと言っているのではないですか。だとすれば、その数字は何なのかというふうに思うわけですよ。こういう重要な基本設計をするときに、概算でこういうくらいの費用がかかる、こちらでもこういうのがかかる、こちらでもかかってくると。それで通常のこれまでの水道料金では賄い切れないと、節約しても。ということで35%アップ、そういうことを積み上げていったわけではないのですか。

○議長（江口 徹）

石田企業管理者。

○企業管理者（石田慎二）

今回の水道料金の改定に際して、経営戦略の中で投資財政計画を策定しております。その際には、管路につきましては、大規模な断水を防ぐために、重要施設への配水管、管路の更新を行うために、最低年間6キロメートルの更新をやっているということで、投資財政計画を立てております。管路の個別地区の概算費を出して積み上げたものではありませんので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

ちょっと確認したいけど、これまでの水道料金では、総延長の水道の更新に間に合わないと。それで、毎年6キロメートルだという、極めてアバウトなことで、35%の値上げをしたと。個別の更新計画があって、それを積み上げたわけではないということをおっしゃったんですか。

○議長（江口 徹）

石田企業管理者

○企業管理者（石田慎二）

飯塚市の管路の全長が940キロメートルございます。耐用年数は40年というふうに申し上げておまして、経営戦略を策定するときには、その1.5倍、60年は何とかもたせようと、もつだろうという実績の数値から持ってきております。年間6キロメートルでは、これを全部更新するには150年以上かかるわけでございます。6キロメートルではまだ不十分な距離だというふうに認識をしておまして、ただ大規模断水を防ぐためには、重要施設でありますとか、主要な管路を、何とかこの年間6キロメートル更新をすることで、防いでいこうという計画を策

定して料金水準を出した次第でございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

個別のエリアの管路更新の積み上げではないと、非常にアバウトな話だということを感じました。150年間、水道料金を35%アップしなくても、水道料金150年間分ですよ、入るわけでしょう、35%アップしなくても。そういうアバウトな計算で35%アップになったということが改めて分かりました。質問を終わります。

○議長（江口 徹）

質疑を終結いたします。

「議案第67号」について、11番 川上直喜議員の質疑を許します。11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

目尾鯉田汚水幹線測量設計業務委託料、どういう業務だったんですか。

○議長（江口 徹）

下水道課長。

○下水道課長（西岡真結）

目尾鯉田汚水幹線測量設計業務委託料の内容につきましては、公共下水道事業計画区域内における鯉田愛宕団地の整備拡大を図るため、工事発注に必要な測量・設計を行うものです。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

減の理由はどういうことでしょうか。

○議長（江口 徹）

下水道課長。

○下水道課長（西岡真結）

補正の理由は、入札執行残の1260万円を減額補正するものであります。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

汚水処理構想策定業務委託料は1554万7千円の減額となっています。これは執行残ですか。

○議長（江口 徹）

下水道課長。

○下水道課長（西岡真結）

補正の理由は執行残によるものです。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

これはどういう業務なんですか。

○議長（江口 徹）

下水道課長。

○下水道課長（西岡真結）

汚水処理構想策定業務委託料の内容につきましては、今後の汚水処理施設整備について、最適な整備手法と整備区域を定め、快適な生活環境の実現と、きれいな水環境の保全を図るために、汚水処理構想策定業務委託を実施するものであります。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

この構想によって、今後かかる公共事業費が大きくなるか、そうではないか、小さくなるかというの、これに関わっていきますか。

○議長（江口 徹）

下水道課長。

○下水道課長（西岡真結）

この汚水処理構想策定委託の目的につきましては、公共下水道、浄化槽、コミプラ、農業集落排水、そういったものが、どの手法が一番最適かという手法を決めるためのものであります。金額につきましては、この委託料の中では算定いたしません。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

今、言われた最適と言われたものは、何を最適とするかという視点というのは、特に仕様書にあるんですか。

○議長（江口 徹）

下水道課長。

○下水道課長（西岡真結）

汚水構想のマニュアルの中に、集合処理がいいのか、単独浄化槽でいいのか、そういった整備手法を仕分けるマニュアルは、処理単位区域とかを策定して、その中で決定していきます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

全体として、環境に優しく快適で、そしてコストがかからない方法というのが、最適な意味ではないかと思うけれど、そういう発想で業務委託ができていくかどうかというのはちょっと気になるわけですね。経済建設委員会で審査をしてもらいたいと思います。

次に、新飯塚潤野線下水道管移設工事負担金が減額となっております。これはどういう事情でしょうか。

○議長（江口 徹）

下水道課長。

○下水道課長（西岡真結）

新飯塚潤野線下水道管移設工事負担金の内容につきましては、県街路事業である新飯塚潤野線道路改良工事に伴い、下水道管が支障になり移設するものであります。補正理由といたしましては、県との協議や現地調査により、移設ルートを変更したことにより工事延長が短くなったことによる負担金の611万7千円を減額補正するものです。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

あそこは地盤調査をやり直しているんですか、来年3月までの工期で。その影響が今後出てくることはないですか。

○議長（江口 徹）

下水道課長。

○下水道課長（西岡真結）

地盤調査の有無については、私どもの方では把握しておりませんが、下水道管の移設に関しては、支障はないものと考えています。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

県発注工事でしょう。

○議長（江口 徹）

下水道課長。

○下水道課長（西岡真結）

そのとおりだと聞いております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

負担金が来るわけでしょう。ですから、県が使いたいだけ使って、負担金をよろしくと言われるのは困るでしょう。ですから、進捗状況は丁寧につかんでおいたほうがいいのではないかと。

それから、柳橋二瀬汚水幹線管渠改築工事に伴う資材費単価調査委託料が皆減となっております。事情をお尋ねします。

○議長（江口 徹）

下水道課長。

○下水道課長（西岡真結）

柳橋二瀬汚水幹線管渠改築工事に伴う資材費単価調査委託料の内容につきましては、公共土木資材において、1資材の材料単価が500万円以上の資材、または1工事において調達単価、材料資材掛ける使用数量が1千万円以上の資材は、建設資材価格や市場単価を定期調査している財団法人建設物価協会等に依頼して、市場価格を調査・決定するものとされており、柳橋二瀬汚水幹線管渠改築工事において、管更生材が1400万円になることから、委託費を計上したものであります。

補正の理由は、柳橋二瀬汚水幹線管渠改築工事を実施しなかったため、資材費単価調査委託の79万円を減額補正したものです。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

同じ工事に関して、つまり柳橋二瀬汚水幹線管渠改築工事について6272万円の減額補正、それからマンホール蓋改築工事の1514万9千円の減額補正、理由を伺います。

○議長（江口 徹）

下水道課長。

○下水道課長（西岡真結）

柳橋二瀬汚水幹線管渠改築工事の内容につきましては、ストックマネジメント計画において、改築の優先度が高い終末処理場に直結した直径1.5メートルから1.65メートルの幹線管渠41メートルと、マンホール1か所を管更生するものであります。補正の内容につきましては、本工事は、国の社会資本整備総合交付金を活用して実施しておりますが、令和5年度の内示率が低く、交付金の配分が少なかったため、来年度以降に延伸し、6272万8千円を減額補正するものであります。

マンホール蓋改築工事の内容につきましても、ストックマネジメント計画において、改築の優先度が高いマンホール蓋を改築するものです。補正の理由といたしましては、先ほども言いましたように、国の社会資本整備総合交付金を活用して実施しておりますが、令和5年度の内示率が低く、交付金の配分が少なかったため、来年度以降に延伸し、1514万9千円を減額補正するものであります。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

国が十分なお金を手当てしそうでないので、先に延ばしたということなんですか。

○議長（江口 徹）

下水道課長。

○下水道課長（西岡真結）

今回は延伸しましたけれども、マンホール箇所につきましては、硫化水素が発生しやすい圧送管の掃き出し箇所や劣化状況のある箇所の点検頻度を増やして状態監視を強化することで、ライフサイクルコストの低減に努めていきたいと考えております。

今回は、交付金がつかなかったから、減額補正したものです。

○議長（江口 徹）

質疑を終結いたします。

「議案第68号」から「議案第70号」までの3件については、いずれも質疑通告があつておりませんので、質疑を終結いたします。

「議案第71号」について、11番 川上直喜議員の質疑を許します。11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

この間のLED防犯灯に関する事業の評価をどう見ているのか、考えているのか、お尋ねします。

○議長（江口 徹）

防災安全課長。

○防災安全課長（大庭敏一）

まず評価としましては、蛍光灯からLED防犯灯に変更したことと、そしてリース事業を行ったこと、この2点について評価をさせていただきたいと思っております。事業評価の評価項目でありました蛍光灯と消費電力の比較及び排出CO2量の削減というのがございまして、これは、例年、削減目標を達成しておりますことから、一定の成果があつたものと考えます。

また、LEDは蛍光灯と異なり、電球切れが発生しないことによる業務負担の軽減と併せて、消費電力が低減されることによる電気料金の軽減につながつたというふうに判断しており、大きな成果があつたものと判断しております。

次に、リース事業としてですが、防犯灯自体が屋外に設置してあるため、風雨や雷による一定の故障・損傷が発生します。この事故等につきましても、取り替えに係る新たな市の負担は発生しないこと、また、故障・損傷を把握したときから取り替えまでの期間等について、事業者が迅速な対応であつたということから、リース事業としても一定の成果があつたものと判断しております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

お金がかからなかった。手間がかからなかった。それも評価の一つでしょうけど、私はもう一つ考えても、本当はいいのではないかと。つまりこれは防犯灯なので、防犯灯としての効果はどうであつたかと、市民の安全を守るという点でどうであつたかという視点が要るのではないかと。私的には、かなり明るいですよね。このリースの機会に設置箇所が増えたりもしましたね。そうしたことがどうであつたかというような点も見しておく必要があるのではないかと。一概に積極面だけを見るわけにはいかないと思いますけれど、そうした本来防犯灯という視点からの評価があつて、次はどうしましょうかということになってくるのではないかと思うんですけど。

そこで、今後の方向性における課題はどういったことを考えておられるか、お尋ねします。

○議長（江口 徹）

防災安全課長。

○防災安全課長（大庭敏一）

今、議員が言われました防犯灯の設置の個数、これにつきましては、まずこの事業を始めようとしたときから10年間経っておりますが、合計で約740本ほど増えておりますので、この分についても防犯灯の整備の推進がなされたものと、まず判断しておるところでございます。

また、明るいというふうなところの部分の評価もいただいているところでございますが、白色光の違いや、蛍光灯と違いまして、直線的といいますか、平面的に照らしますことから、明るく感じられたものということでは、評価があつているところではないかと思ひます。

続きまして今の質問でございますが、今後の方向性における課題としましては、今回のリース事業、こちらは市が所有する防犯灯と自治会や隣組が所有する防犯灯を合わせて、市による一括のリース契約を行ったということ、またリース事業が終了した後、設置してある防犯灯の機器について、事業者から一時的に市が譲渡を受けるということ、併せてLEDの特性として、蛍光灯のように急な球切れが一斉に起こるような、消灯になるということはないというふうに判断しているもの、またメーカーの基準として、一定期間、これは約6万時間で、14年程度ほどを過ぎれば、当初設置時から光の明るさ、照度と申しますけれども、こちらが低下するとされているということなど、これまでの項目につきまして、管理者や取替え等の時期などの明確な確定が大きな課題であると考えております。

現在、自治会連合会理事会を窓口として、メーカーの基準の一定期間である設置から14年後の令和9年度を一定の期限として、今後の方向性を定める協議を進めているところでございます。

○議長（江口 徹）

質疑を終結いたします。

「議案第72号」から「議案第75号」までの4件については、いずれも質疑通告があつておりませんので、質疑を終結いたします。

本案17件は、議案付託一覧表のとおり、それぞれの常任委員会に付託いたします。

「議案第76号 令和5年度 飯塚市一般会計補正予算（第7号）」から「議案第90号 損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解（交通事故）」までの15件を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。久世副市長。

○副市長（久世賢治）

ただいま上程されました議案のうち、まず予算関連議案から提案理由の説明をいたします。

一般会計・特別会計補正予算書の7ページをお願いいたします。「議案第76号 令和5年度 飯塚市一般会計補正予算（第7号）」につきましては、第1条で歳入歳出予算の総額に17億6036万8千円を追加いたしまして、929億5745万2千円にしようとするものでございます。

今回の補正は、住民税非課税世帯等臨時特別給付事業として1世帯に7万円を支給する事業費、及び国家公務員の給与改定が行われましたので、これを参考にして職員の給与改定を行い、それに伴う経費を補正するものでございます。

45ページの「議案第77号 令和5年度 飯塚市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」から101ページの「議案第82号 令和5年度 飯塚市駐車場事業特別会計補正予算（第2号）」までの特別会計につきましても、一般会計と同様に給与改定に伴い補正しようとするものでございます。なお、内容の説明につきましては省略させていただきます。

以上で、予算関連議案の説明を終わります。

続きまして、予算関連議案以外の議案について説明いたします。

議案書の3ページをお願いいたします。「議案第85号 飯塚市事務分掌条例の一部を改正する条例」につきましては、こども未来部を新設し、福祉部に分掌された児童福祉等に関すること

及び次世代育成に関することをこども未来部へ、市民協働部に分掌された保健衛生に関することに係る事務を福祉部へ再編するものでございます。

6 ページをお願いいたします。「議案第 8 6 号 飯塚市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」につきましては、国家公務員の給与の改定が行われたことに伴い、これを参考にして、行政職給料表並びに期末手当及び勤勉手当の支給率を改定するものでございます。

2 2 ページをお願いいたします。「議案第 8 7 号 飯塚市会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例」につきましては、本市一般職の職員の給料表の改定を参考にして、会計年度任用職員の給料表を改定し、勤勉手当を新設するものでございます。

3 5 ページをお願いいたします。「議案第 8 8 号 飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」につきましては、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律等が公布されたことに伴い、産前産後期間に係る所得割額及び被保険者均等割額の減額等について規定するものでございます。

4 0 ページをお願いいたします。「議案第 8 9 号 飯塚市教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、福岡県公立学校職員の給与に関する条例の改正により、公立学校職員の常勤講師の給与の改定が行われることから、これを参考にして、本市教育職員の給与を改定するものでございます。

以上、簡単ですが、提案理由の説明を終わります。

○議長（江口 徹）

石田企業管理者。

○企業管理者（石田慎二）

続きまして、企業局予算関連議案の提案理由を説明いたします。

企業会計補正予算書の 5 ページをお願いいたします。「議案第 8 3 号 令和 5 年度 飯塚市水道事業会計補正予算（第 3 号）」及び 1 5 ページの「議案第 8 4 号 令和 5 年度 飯塚市下水道事業会計補正予算（第 2 号）」につきましては、一般会計と同様、給与改定に伴い補正するもので、2 つの会計の合計で人件費を 6 7 8 万 3 千円、それに伴う負担金等を 2 5 万 8 千円追加するものでございます。

次に、予算関連以外の議案について説明いたします。

議案書の 4 6 ページをお願いいたします。「議案第 9 0 号 損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解（交通事故）」につきましては、飯塚市秋松地内で発生した交通事故について、物的損害に係る賠償額が確定し、相手方に 7 0 万 1 9 0 0 円を支払う旨の協議が整いましたので、和解を行うものでございます。

以上、簡単ですが、提案理由の説明を終わります。

○議長（江口 徹）

提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。1 1 番 川上直喜議員。

○1 1 番（川上直喜）

「議案第 7 6 号 飯塚市一般会計補正予算（第 7 号）」についてお尋ねをいたします。歳入の 8 ページ、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、補正前が 1 1 億 9 6 5 0 万 6 千円というところを、新たに 1 6 億 3 1 1 1 万 9 千円追加で、補正後予算が 2 8 億 2 7 6 2 万 5 千円となっているんですけれども、説明を求めます。

○議長（江口 徹）

総合政策課長。

○総合政策課長（小西由孝）

今回、補正額として予算計上しておりますものにつきましては、1 1 月 2 9 日に成立した国の補正予算において、住民税非課税世帯 1 世帯当たり 7 万円を給付することに係る予算が措置さ

れ、同日付で国から本市に対し交付通知があり、その通知に基づき予算計上を行ったものになります。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

そこで、その額との関係で、住民税非課税世帯等臨時特別給付事業費、制度の趣旨を伺います。

○議長（江口 徹）

生活応援臨時対策室長。

○生活応援臨時対策室長（長尾恵美子）

制度の趣旨としましては、令和5年11月2日に閣議決定されたデフレ完全脱却のための総合経済対策において、物価高に最も切実に苦しんでいる低所得者には、迅速に支援を届けるとされており、それに伴い実施するものです。事業費については、交付率10分の10で、国から交付されることとなっております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

給付に関する実施スケジュールはどうなっていますか。

○議長（江口 徹）

生活応援臨時対策室長。

○生活応援臨時対策室長（長尾恵美子）

1月中旬に対象世帯への確認書を送付する予定としております。確認書に必要事項をご記入していただいた上、同封する返信用の封筒により市役所へ返送していただき、市でチェックを行った後、指定の口座へ振り込みいたします。確認書の返送を市で受理した後、振込まで2、3週間かかるの見込んでおり、1月末頃から順次給付していく予定としております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

分かりました。現金支給ですよね。

○議長（江口 徹）

生活応援臨時対策室長。

○生活応援臨時対策室長（長尾恵美子）

国より早期の支給が求められていることから、本市において最も早く支給できるのは口座振込による現金支給であると判断し、口座振込による現金支給としたものでございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

間違いないですか。

○議長（江口 徹）

生活応援臨時対策室長。

○生活応援臨時対策室長（長尾恵美子）

現金支給でございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

確認しますが、現金支給の有効性について、どうお考えなのか、この際お尋ねします。

○議長（江口 徹）

生活応援臨時対策室長。

○生活応援臨時対策室長（長尾恵美子）

今回の支給に関しては、物価高に最も切実に苦しんでいる低所得者には、迅速に支援を届けるとされていることから、対象世帯にとっては、早期に受給ができる現金支給が最も有効であると考えます。また、現金であれば、世帯の状況に応じて使う時期や使い方が選べるため、利便性はあると考えております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

それは国の見解ですか、飯塚市の見解ですか。

○議長（江口 徹）

生活応援臨時対策室長。

○生活応援臨時対策室長（長尾恵美子）

飯塚市の見解でございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

ちょっと確認しますね。その答弁をずっと夏以来求めておったわけですよ。それで住民税課税世帯に対する支援は、どういうふうに検討していますか。

○議長（江口 徹）

生活応援臨時対策室長。

○生活応援臨時対策室長（長尾恵美子）

課税世帯に対する支援の検討につきましては、住民税均等割世帯や納税額が少ない世帯に向けた支援策について、国による検討がされていることは承知しておりますが、国からの具体的な内容が示されておられませんので、検討には至っておりません。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

岸田首相は、11月2日、閣議決定後の記者会見で、今、福祉部長が答弁された、当たり前ですけれども、同じ趣旨のことを冒頭に発言しています。そこで、せんだって一般質問で、武井市長の生活支援クーポン券の再発行につき、非課税世帯だけではなく課税世帯も対象になるでしょうと。同時に、それは歓迎なんですけれども、クーポン券再発行ではなくて現金支給を求めたところ、行政経営部長からは、クーポン券で検討していますという答弁だったんだけど、矛盾がありますよね。これは12月6日の答弁ですよ。今、福祉部長の現金のほうがいいですよと2つの理由を言われたのが、今日は12月9日なので、12月6日の行政経営部長の答弁を責めるつもりはありません。ぜひ、現金でお願いしたいということを述べて、この質問を終わります。

○議長（江口 徹）

ほかに質疑はありませんか。11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

大変失礼しました。「議案第86号 飯塚市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」です。議案概要にもありますけれども、施行が令和5年4月1日からとなっています、給料についてですね。遡及するのはなぜか、お尋ねします。

○議長（江口 徹）

人事課長。

○人事課長（落合幸司）

遡及して支給する理由といたしましては、人事院勧告は令和5年度4月分の民間給与、ボーナスは直近1年間の民間の支給状況を調査して、官民比較を実施し、その是正を図るため勧告されるものでございます。そのため給料につきましては、遡及して支給をしているものでございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

利益のときは遡及する、不利益のときには遡及しないというのは当たり前のことだと思います。これについて常勤職員については適用したということですね。それから期末及び勤勉について説明をしてください。

○議長（江口 徹）

人事課長。

○人事課長（落合幸司）

令和5年度の人事院勧告では、期末勤勉手当は0.1月分引き上げる内容となっております、これを参考に本市でも0.1月分の引上げをするよう議案を提出しております。令和5年度分につきましては、改正条例第1条のとおり期末勤勉手当に0.05月分ずつ上乘せし、合計0.1月分の引上げ、12月期分として支給することといたしております。令和6年度以降につきましては、改正条例第2条で規定しておりますが、0.1月分の引上げを6月期及び12月期の期末手当、勤勉手当、2回2種、合計4つの区分に均等に0.025月分を割り振るために調整したものでございまして、年間の支給月数の0.1月分の引上げということには、変更はございません。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

「議案第87号」に移っていいですか。「飯塚市会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例」についてとあります。これは、会計年度任用職員、1年だけあなたを雇用しますという非常に冷酷な雇用形態ですけれども、この給料及び勤勉手当について、それぞれ施行日はどうなっているか、お尋ねします。

○議長（江口 徹）

人事課長。

○人事課長（落合幸司）

会計年度任用職員の給与改定につきましては、令和6年1月1日から施行、勤勉手当の規定につきましては、令和6年4月1日からの施行としております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

先ほど聞きました常勤職員については、給料につき、遡及して令和5年4月1日となっているのに、会計年度職員は令和6年1月1日以降と。この違いは何なのかという問題意識です。

そこで、予算計上に当たり、また条例改正に当たり検討されたと思うんですけど、会計年度任用職員の配置状況をお尋ねします。

○議長（江口 徹）

人事課長。

○人事課長（落合幸司）

会計年度任用職員には、行政職と技能労務職がございまして、また事務補助を主とする1級職と、専門的な業務を行う2級職がございまして、勤務日数は、主に常勤であるフルタイムとパート

タイムの多くは月17日勤務でございまして、そのほかに月10日や、月5日程度勤務する任用形態などがございます。配置人数につきましては、10月1日現在でございまして、1級パート職で412名、1級フルタイム職で118名、2級のパートタイム職で181名、合計711名となっております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

多様な仕事のされ方をされていると思うんですけど、主な業務の内容、例示的にでも言っただけですか。

○議長（江口 徹）

人事課長。

○人事課長（落合幸司）

1級の行政職につきましては、1級9号から36号までに給与を格付しておりまして、職種につきましては、規則で定めておりますとおり一般事務、測量補助、学校特別支援教育支援員、保育所支援員、保育士などがございます。

1級の技能労務職は、1級23号から1級36号までに格付しておりまして、職種につきましては、道路等の維持補修や、ごみ処理作業に従事する者、清掃等作業員、道路パトロール従事員、学校給食調理員などがございます。

2級の行政職につきましては、2級1号から2級51号までに給与を格付しておりまして、職種につきましては、図書司書、交流センター主事や、交流センター長、家庭児童相談員、介護適正化相談員、保健師などがございます。

2級の技能労務職につきましては、2級14号から19号までに格付しておりまして、職種につきましては、学校用務員や公園等の施設管理業務員がございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

私が今から申し上げることは、常勤職員の給料が決して高いとかいうことを言うわけではなく、常勤職員も今の物価高騰あるいは教育費の増嵩の中で生活苦にあえいでいるという状況もあると思うんですけど、その常勤職員と比べても会計年度任用職員の給与の実態、年収がどうかということを共通認識にして、この議案質疑をしたほうがいいんじゃないかと思うんですね。

それで、常勤職員との関係で、平均値を取るか、ヒストグラムで中央値を取るかありますけど、比較したのがありますか。

○議長（江口 徹）

人事課長。

○人事課長（落合幸司）

会計年度任用職員が一番多い職種、それと一般職員の初任給、こちらを比較したところで答弁させていただきたいと思います。会計年度任用職員で一番多い職種につきましては、月17日勤務の一般事務が1級9号でございまして、月額12万8690円で、年収は期末手当を含め171万1570円でございます。こちらをフルタイム、常勤で換算いたしますと月額15万8900円で、期末手当を含め211万3370円となります。

一方で、一般職の高卒の初任給につきましては、1級9号で月額15万8900円、期末勤勉手当を含め年収としましては260万5960円でございます。17日勤務の方と比較しますと、勤務日数は違いますが、その差額は89万4383円。フルタイムで比較しますと49万2590円となります。

一般職の大卒の初任給のほうは、1級25号となっております、月額18万5200円で、

期末勤勉手当を含めた年収につきましては303万7280円で、17日勤務の方と比較しますと132万5103円、フルタイムで換算した方と比較すると、92万3910円の差となっております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

本市における会計年度任用職員の人数が711人と言われました。全国的には会計年度任用職員の7割が女性という指摘もあります。これが、男女の生涯賃金格差1億円というものにもつながっていったような男女差別なんですね。それで、そうしたものがのしかかっている中で、先ほど言ったように常勤職員は、今年の4月に遡るけれども、会計年度任用職員は遡らないと、来年からというようなことなんですね。それで、いろいろ皆さんも検討されたと思うんですけど、どうしてこういう違いが生じてくるのか、こういう予算措置、それを合理化する条例をつくるのか、どういう検討をしたのか、お尋ねします。

○議長（江口 徹）

人事課長。

○人事課長（落合幸司）

遡及しないと判断した理由ということだと思いますけれども、会計年度任用職員につきましては、令和2年度の会計年度任用職員制度への移行の際に、給料額につきましては、当時給与の減額改定が想定されていたことから、会計年度任用職員の収入の安定化を図るため、当面の間、5年程度は、給料表の見直しは行わない方針で、一般職の給与表とは連動しない設計といたしました。したがって、会計年度任用職員につきましては、もともと遡及するという考え方がない制度設計の中で、一般職の給与表とは別に会計年度任用職員の給与表を定めているところでございます。

また、今回、総務省のほうから通知がっておりますが、常勤職員の給与改定が行われた場合、それに準じて会計年度任用職員の給与改定をすることを基本とするという内容につきましては、今年度総務省から初めて通知を受けたものでございまして、新しい取組ということでございますので、会計年度任用職員に係る制度設計をまずは見直し、令和6年の職員の給料表の改定に合わせ、会計年度任用職員の条例改正を行い、直近の給料支払いである令和6年1月から、新たに取組むという判断をしたものでございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

ところで会計年度任用職員は711人なんですけど、今年4月1日まで遡及して手当てをしようとする、財源的にはどのくらい必要か、試算したのでしょうか。

○議長（江口 徹）

人事課長。

○人事課長（落合幸司）

正確な数字は試算しておりませんが、大まかな数字でございまして、遡及した場合には、今回補正予算額が3か月分で約2千万円となっておりますので、その3倍の12か月分にする、その3倍ということになりますが、約6千万円が追加で必要になるものと考えております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

先ほど言われた国の通知、常勤職員の給与改定が行われた場合における会計年度任用職員の給与に係る取扱いについて、これですかね。

○議長（江口 徹）

人事課長。

○人事課長（落合幸司）

そのとおりでございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

それを踏まえると、先ほども紹介がありましたけど、常勤職員の給与改定が行われた場合における会計年度任用職員の給与については、改定の時期を含め常勤職員の給与改定に関わる取扱いに準じて改定することを基本とし、適切に対処することということになっているでしょう。これはいつ付けの通知ですか。

○議長（江口 徹）

人事課長。

○人事課長（落合幸司）

令和5年5月2日に通知があつておるものでございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

それから半年以上もたって、こういう条例が出るのは、あるいはこういう補正予算の出し方をするのは、相当な議論をしてのことだと思うんですよ。先ほどの課長の答弁では納得がいかない。よく分からない。令和2年に制度設計したときに、そういう取扱いを前提としていないと、別枠であると。それから3年がたちました。国のほうで人事院勧告も出るときに、これも出たわけでしょう。そしたら、半年も時間があるではないですか。3年前の制度の見直しを行う十分な時間があったと思うんですけど、どうしてそれはできなかつたんでしょうか。

○議長（江口 徹）

人事課長。

○人事課長（落合幸司）

先ほども申しましたけれども、今回のこの総務省の通知の内容につきましては、新たな取組ということになりまして、その取組を本市としましては、令和6年1月1日から実施しようというふうに判断したものでございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

だから、その判断をするに至る過程での検討があるでしょう。飯塚市職員労働組合とは、この件については、協議したことがあるんですか。

○議長（江口 徹）

人事課長。

○人事課長（落合幸司）

協議をいたしました。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

その論点は何だったんですか。

○議長（江口 徹）

人事課長。

○人事課長（落合幸司）

組合としましては、4月1日からの遡及といったところを要求されておりました。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

それが最終的には決裂したんですか。妥結したんですか。どういう妥結の仕方をしたんですか。

○議長（江口 徹）

人事課長。

○人事課長（落合幸司）

今回条例を挙げておりますとおり、令和6年1月から給料表を改定するということで妥結をいたしております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

飯塚市職員労働組合がそれを認める場合、6千万円の不利益が711人に及ぶわけですから、今後こういうような対策によって、この6千万円の不利益を手当てする必要があるという議論がなかったですか。

○議長（江口 徹）

人事課長。

○人事課長（落合幸司）

今、質問議員がおっしゃるような6千万円という規模の補填といったものにつきましては、特段協議はいたしておりません。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員に申し上げます。今の論点に関する質疑が長時間に及んでおります。そろそろまとめていただきたいと思います。11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

私は、議会が会計年度任用職員、ひいては常勤職員を含む市職員全体の利益のために、そしてまた、市民のための公務労働が適切に行われるために、議会が総務委員会に付託するんですけど、十分な審査をして予算は見直す。それから、条例については、令和6年1月1日ではなくて、給料については、令和5年4月1日に修正させるというような仕事は、議会の仕事だと思います。

それで同時に、今後の対応策に第2プランとして、今後の対応策として711人に対して、おおむね6千万円の不利益を、法に基づき市民の共感を得ながら手当てできるようにするべきだということを思いますので、総務委員会でもしっかり議論してもらいたいし、ここにおられる議員の皆さんにも、そのことを訴えたいと思います。質問を終わります。

○議長（江口 徹）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本案15件は、議案付託一覧表のとおり、それぞれの常任委員会に付託いたします。

提出されております請願が1件あります。請願文書表に記載しておりますとおり、「請願第4号」は福祉文教委員会に付託いたします。

暫時休憩いたします。

午後 3時17分 休憩

午後 3時31分 再開

○議長（江口 徹）

本会議を再開いたします。

会議時間を午後5時まで延長いたします。

「選挙第5号 飯塚地区消防組合議会議員の選挙」を行います。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて、順次投票をお願いいたします。なお、被選挙人が特定できるように、必ず姓・名をお書きくださるようお願いいたします。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

ただいまの出席議員数は、27人であります。投票用紙を配付させます。

（投票用紙配付）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

（投票箱点検）

異常なしと認めます。

点呼を命じます。議会事務局長。

（点呼、投票）

投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

（議場閉鎖解除）

開票を行います。会議規則第30条第2項の規定により、立会人に6番 奥山亮一議員及び9番 佐藤清和議員を指名いたします。両議員の立会いをお願いいたします。

（開票）

選挙の結果を報告いたします。投票総数27票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。そのうち有効投票26票、無効投票1票、有効投票中、土居幸則議員25票、川上直喜議員1票、以上のとおりであります。この選挙の法定得票数は7票であります。よって、土居幸則議員が飯塚地区消防組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました16番 土居幸則議員が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定による告知をいたします。

「選挙第6号 ふくおか県央環境広域施設組合議会議員の選挙」を行います。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票をお願いいたします。なお、被選挙人が特定できるように、必ず姓・名をお書きくださるようお願いいたします。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

ただいまの出席議員数は、27人であります。投票用紙を配付させます。

（投票用紙配付）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

異状なしと認めます。

点呼を命じます。議会事務局長。

(点呼、投票)

投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場閉鎖解除)

開票を行います。会議規則第30条第2項の規定により、立会人に15番 永末雄大議員及び17番 吉松信之議員を指名いたします。両議員の立会いをお願いいたします。

(開票)

選挙の結果を報告いたします。投票総数27票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。そのうち有効投票27票、無効投票0票。有効投票中、小幡俊之議員16票、田中裕二議員10票、川上直喜議員1票、以上のおりであります。この選挙の法定得票数は7票であります。よって、小幡俊之議員が、ふくおか県央環境広域施設組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました23番 小幡俊之議員が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定による告知をいたします。

「議会選出各種委員等の選出」を議題といたします。

お諮りいたします。議会選出各種委員等の選出については、議長において指名いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

都市計画審議会委員に24番 石川華子議員、地方卸売市場運営審議会委員に11番 川上直喜議員をそれぞれ指名いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしましたとおり都市計画審議会委員に24番 石川華子議員、地方卸売市場運営審議会委員に11番 川上直喜議員をそれぞれ選出することに決定いたしました。

「議席の一部変更」についてを議題といたします。

変更となります議席番号及び氏名を発表します。14番 石川華子議員、24番 金子加代議員。以上でございます。

お諮りいたします。ただいま発表いたしましたとおり、議席を変更することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、ただいま発表いたしましたとおり、議席を変更することに決定いたしました。それでは、ただいま決定いたしました席に、それぞれお着き願います。

(議席交替)

以上をもちまして、本日の議事日程を全て終了いたしましたので、本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後 4時02分 散会

◎ 出席及び欠席議員

(出席議員 27名)

1番	江口	徹	15番	永末	雄大
2番	兼本	芳雄	16番	土居	幸則
3番	深町	善文	17番	吉松	信之
4番	赤尾	嘉則	18番	吉田	健一
5番	光根	正宣	19番	田中	博文
6番	奥山	亮一	20番	鯉川	信二
7番	藤間	隆太	21番	城丸	秀高
8番	藤堂	彰	22番	秀村	長利
9番	佐藤	清和	23番	小幡	俊之
10番	田中	武春	24番	金子	加代
11番	川上	直喜	26番	瀬戸	元
12番	田中	英美	27番	坂平	末雄
13番	田中	裕二	28番	道祖	満
14番	石川	華子			

(欠席議員 0名)

◎ 職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長 二石 記人

議事総務係長 今住 武史

書記 林 里美

議事調査係長 淵上 憲隆

書記 安藤 良

書記 宮山 哲明

◎ 説明のため出席した者

市長 武井 政一

企業局次長 今仁 康

副市長 久世 賢治

防災安全課長 大庭 敏一

副市長 藤江 美奈

人事課長 落合 幸司

企業管理者 石田 慎二

総合政策課長 小西 由孝

総務部長 許斐 博史

財政課長 松本 一男

行政経営部長 東 剛史

財産活用課長 白石 善彦

市民協働部長 小川 敬一

市民課長 梶原 あゆみ

市民環境部長 福田 憲一

医療保険課長 鐘ヶ江 孝二

経済部長 兼丸 義経

環境対策課長 小村 慎次

福祉部長 長尾 恵美子

商工観光課長 原野 正俊

都市建設部長 大井 慎二

農林振興課長 古江 敬輔

公営競技事業所長 樋口 嘉文

住宅課長 井上 尊之

経済政策推進室長 早野 直大

土木建設課長 佐藤 和則

福祉部次長 林 利恵

都市計画課長 城戸 健児

都市建設部次長 臼井 耕治

教育総務課長 梶原 康治

都市建設部次長 中村 章

学校教育課長 桑原 昭佳

学校給食課長	宮本敏行
文化課長	坂口信治
企業管理課長	田中善広
上水道課長	大庭宗嗣
下水道課長	西岡真結
税務課長補佐	實藤利依